

したいと存じます。
先般、参議院のある委員会、金融経済特別委員会でござりますけれども、富士銀行の不正融資事件に関係した北海道のウラウス・リゾートの保安林解除の件について、政治的意図に満ちたと思われるような質疑が行われました。

私は、この際、本件について平等かつ公正な観点から全体の事実関係を明らかにしておきたい、そうしなきゃいかぬと考えたわけでありまして、まず林野庁長官、この保安林解除の経緯と、具体的にどのような政治家から解除についての話があったのか、その事実関係を明らかにしてもらいたい。お願ひいたします。

○伴政府参考人 当該地の保安林解除につきましては、平成二年の六月にウラウス・リゾート開発公社から保安林の解除申請が提出されまして、同年の八月に保安林解除の予定の告示を進めたところでございます。

本案件につきましては、保安林の解除申請が提出される以前に、鳩山由紀夫代議士が林野庁治山課に来訪をされまして、担当課長に保安林の解除についての依頼があつた次第でござります。
また、その後、保安林解除申請書が提出された後、松岡利勝代議士より、電話で本案件につきましては厳正に審査をしていくと聞いておる次第でございます。

いずれにしましても、本問い合わせ等の有無が審査に何らの影響を与えるものでなく、保安林の解除に当たりましては厳正に審査をしていくと聞いておる次第でございます。

○松下委員 長官、どうもありがとうございました。
今、説明の中で松岡利勝委員長の名前が出てまいりましたけれども、これは本人としてどのように具体的に関与されたのか、どういうことなのか、ちょっとと説明してもらいたい。

○松岡委員長 平成二年の初当選の後、園田博之先生から花田社長を紹介されました。そして花田社長から、当時、農林水産委員会であった鳩山代議

るところでございます。このようにお答えがなっております。

これが事実関係でありまして、もちろん、参議院の委員会で私のことを先般も問われたようではあります。私に対しましての、そういうた当局から出向いて解説を要請したということでありません。

○松下委員 今、委員長の説明は納得いたしましたけれども、林野庁長官の先ほどの私の質問に対するお答えをお聞きしますと、當時、今、委員長の発言もありましたけれども、農林水産委員の立場であった鳩山代議士が、役所の担当課長との間で出向いて解説を要請したということあります。

農林水産委員の立場での対応となりますと、役所もこれは大変なことだつただろう、こう思うわけですねけれども、この当時、そのリゾート会社社員が何らかのパーカー券を購入してもらったことがあります。

農林水産委員の立場での対応となりますと、役所もこれは大変なことだつただろう、こう思つたわけですけれども、この当時、そのリゾート会社社員から多額のパーク券を購入してもらったところもこれは大変なことだつたんだろう、こう思つたことをこれからも、検査当局を初めとして、関わるすべての人々が明確に了解する必要があります。そこで、検査の関係においてこういつた政治家との関係はどうだったのかという問い合わせをしておりました。それで、木島委員から当時の国松政府委員会で共産黨の木島委員によつて取り上げられておりまして、木島委員から當時の國松政府委員にウラウス・リゾート開発によって取り上げられておりまして、木島委員が関係の問題として質疑がなされ、ただされております。

そのことは、当時、平成四年の四月二十二日、衆議院の決算委員会で共産黨の木島委員によつて取り上げられておりまして、その当時のものが今日までやみ金的に残っているといふふうなことは一円もございません。

そして、そのことは、当時、平成四年の四月二十二日、衆議院の決算委員会で共産黨の木島委員によつて取り上げられておりまして、木島委員が

○谷津政務次官 この発生源につきましての御質問であります。この侵入源及び感染経路はいま

だ判明をしておりませんが、今後とも原因究明に向けた情報の収集、分析に鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、今回の口蹄疫の発生後、我が国重要な畜産地域である宮崎、鹿児島、熊本における畜産経営等が円滑に継続できるよう、これまで被害を最小限にとどめるための蔓延防止対策、また、宮崎県畜産物の安全性のPR等の消費対策、一定期間出荷できないことに伴う畜産経営の影響緩和対策等を行つたところであります。

また、韓国、台湾等からの輸入が停止された結果再開後の価格安定対策等を講じたところでもあります。

わらの安定供給対策、移動制限の解除に伴う畜産市場再開後の価格安定対策等を講じたところでもあります。

また、韓国、台湾等からの輸入が停止された結果再開後の価格安定対策等を講じたところでもあります。

わらの安定供給対策、移動制限の解除に伴う畜産市場再開後の価格安定対策等を講じたところでもあります。

また、韓国、台湾等からの輸入が停止された結果再開後の価格安定対策等を講じたところでもあります。

わらの安定供給対策、移動制限の解除に伴う畜産市場再開後の価格安定対策等を講じたところでもあります。

また、韓国、台湾等からの輸入が停止された結果再開後の価格安定対策等を講じたところでもあります。

わらの安定供給対策、移動制限の解除に伴う畜産市場再開後の価格安定対策等を講じたところでもあります。

○松岡委員長 次に、鈴呂吉雄君。

○鈴呂委員 民主党的鈴呂吉雄でございます。

ということもありまして地元を回らせていただきました。きょうは、農水委員会でありますから、多くの委員の皆さんは農業関係も回ったことだらうというふうに思つております。

新しい農業基本法ができたのでありますけれども、農村の活気といいますか、農業に対する取り組みといいますか、私は北海道でありますけれども、今まさにいろいろな農作業が始まつて大変な忙しさの中であります。回りまして、その活気が余り見られないといいますか、北海道でも後でいろいろお話ししますけれども、後繼者もないというせいもありますけれども、この五年、十年のうちに離農せざるを得ない、やめざるを得ないというふうに思つていらっしゃる方が相当いる。あるいはWTOについても、前回の状況もありますけれども、次期交渉についても必ずしも先が見えない。一番の基本である新たな法律ができたわけでありますけれども、価格政策と所得確保政策の関係が必ずしも具体的に見えてこない。北海道は顕著でありますけれども、稲作の經營安定対策というのが既に二年を経過したのですけれども、稲作専業大型経営は大変な打撃を受けている。これは小平理事からも盛んに質問があつたところであります。

自民党の皆さんもこの点については、今いらっしゃいます松岡自民党の農業基本問題委員長さんあたりは大変強く訴えておりますから、私は、この基本的な問題についてこれから一時間十五分、午後もありますから、大臣のお考えを聞きたいと思います。

大臣も岩手県選出でありますから、昨年の通常国会で新たな基本法ができる時点、一番の大きな点は、国会で三つの修正がなされた。日本の食料の安定供給は国内の農業生産の増大を基本として行つて、これが一つでしたね。二つ目は、これに伴つて自給率というものが基本計画に明記をされるということは農水省の原案ではなつておつたのですけれども、これを自給率の向上と、この文言を入れておると同時に、この基本計画につい

ては国会に報告をする、字句は非常に短い条文ですけれども、三つの修正をいたしました。

しかし、現在、このことを踏まえた農水省の施策になつておるのかどうか。この点について、私は北海道の後で具体的に触れますけれども、特に北海道の

てん菜あたりは国内の農業生産の増大という文言とは一致はしない現状維持的な作付面積になつておるわけであります。こういうものを含めて、この二時間半質問させていただきたいと思います。まず最初に、最近の農業者、農家の皆さんがどういった感じで現状を見ていらっしゃるのか、大臣としての、選挙区でもあるいはお会いした方々からでも、実感として受けとめられておるその感想をまずはお聞きいたしたい、このように思います。

○玉沢国務大臣 春とともに耕作時期が参りましたて、農村におきましてはみんな一生懸命に耕作活動に入る、こういう光景を目の当たりにしてきたところでございます。

基本計画で明らかにされましたように、やはり今後、食料自給率を向上せしめながら食料自給力を確保して、食料自給率を高めていく、そういう基本的な政策をそれぞれ実施していくということをごさいます。現在、確かに、例え米をめぐる情勢におきましては、千三百万トン生産できる状況にありますけれども、実際の消費は九百五十万トンにとどまつておる、そういう中におきまして、自主流通米の価格等も低迷しておるというところで非常に厳しいものを感じております。

したがいまして、一つは、実際の生産の力と実際におきましておられるところの差三百五十万トンの部分は軒作、減反をお願いいたしておるわけでござりますけれども、しかし、その部分におきまして、今回の基本計画におきましては、麦、大豆、飼料作物等、精力的に本格的な生産を行つて、こうしたことで転換を行つ、それによつて自給率の向上も図つて、施策の展開を図つておるわけが一つあるわけでございます。

さらにはまた、米の価格等におきましても、こ

こ数年、過剰状態が続いておるわけでござりますので、その過剰をできるだけ速やかに解消いたしまして、安定的な価格に戻していくことが組成農家の皆さんに対する重要な施策の一つではな

いか、こう考えておるわけでございます。やはりこの基本計画にのつとりまして、今までの経過を踏まえて積極的に各施策を開拓していく、こういう中におきまして、持続的な農業を開拓することができますように一生懸命取り組んでまいりたい、こう考えておるところでございま

す。

○鉢呂委員 私は、今回の質問は、農家の現状でお聞きしたわけでありますけれども、大臣から直接のお言葉はなかったわけであります。私が回った感じでは、一つは、この基本法に対する農家自身がそれに従つてまとまつて意欲的にやっていこうというところまでには至つていません。例えば、基本計画上における十年後の自給率四五%の目標についても、必ずしも、そこに行けるのだ、そういう道筋として農水省も出したのだというふうにはとらえておらない、あるいは農水省のこの間の不祥事についても、いつまでもだらだらという形では、なかなか、農家にそのまままともに受けとめていただくものになつておらない、ですから、こういふものについても、きちんと大臣としての決着を図つて、新たな気持ちで農水省として臨む。あるいは政策の大きな柱としても、特にWTOが始まって以来のこの五年間、六年間の総括をきちんとして、特に私は、稲作経営安定対策はその大きな実践としてなされてきたわけでありますし、皆さんも新たな取り組みを変更する

政策、それからまた、農業を持続的に展開していくためには農村がしっかりとしなきやいかぬ、こういう趣旨が込められておる基本法であると考えるわけでございます。

そのもとにおける基本計画がなされたわけでござりますから、生産から流通、消費まで各般の施策を展開して、御理解をいただいて、御協力をいただいていくといふことが一番大事だと思うわけでございます。

私も、今回は地元に帰りまして、岩手県の市町村会の町村長方にもそういう趣旨を御理解いただこうに努力しましたし、また、生産者の皆さんに対しましても、今後の生産施策につきまして理解を求める。また、一般の国民の皆さんに対しま

していくという努力が必要であるという趣旨でございます。

○鉢呂委員 大臣が、個別品目でありますから、前半の補給金、交付金は黄色政策そのものであります、そして、經營安定対策は生産者も拠出をしながらのいわゆる価格安定対策でありますから、これは品目個別でなくて全体經營の中で考えた場合には縁になり得る、このように私は理解をしておりますから、その前提で次の質問をさせていただきます。

○玉沢国務大臣 簡単に言いますが、黄色であつても別に否定されるものではございませんので、その範囲の中でもやつていくことは当然のことです。

○鉢呂委員 現状は否定されておりません。二〇%、八六、八八年に比較をして削減、これはクリアをしている。三〇%内外に行っていることは皆さんの資料でわかるとおりであります。

問題は、各国は、もっと各国のポジションを強化するためにこの削減を大幅にやつておるという世界の流れに対して、日本がこういった補給金制度、皆さんの法案は、すべて横並びでこういう感じで果たしていいのかどうか。日本としてはさまざまな段階で黄色の政策を縁になるようあるいは生産を促すような方向についてのものを認められるといふような形の交渉ポジションで果たしていいのかどうか。日本としても、農業協定二十条は、削減の過程は続行するということがそのまま今現在も通つておるわけでありますから、そういう中で果たしてこれが通るのかどうか、その辺を大臣からお聞きいたしますけれども、きちんとした交渉ポジションといふものを見明らかにしていただきたいと思います。

○玉沢国務大臣 非常に重要な御指摘であると思ひます。つまり、削減をしながら、あるいは一つの自由化の方向といふような形を一応示しておるわけですが、今までの五年間のWTOの協定上における、実際に政策を

やつてみた場合における反省点というものもよく精査して、今後の協定の中に組み込むべきだとう趣旨も第二十条の中に入つておるわけでございますから、そういう観点からいえば、アメリカ等におきましても、昨年は八十七億ドル、また、ことはそれにさらに追加してやつておる。所得補償みたいな形の、これも經營安定対策といえばそういうことだと思いますが、そういうようなものを果たしてWTO上どういうようなところに位置づけるか、これはまことに不明確なところがあるんです。

ですから、そうしたものもやはり組上にのせました。農業政策をやつて上におきましては、やはり再生産を旨として、持続的な農業をやつていくためには政府の支出も必要であるというようになりますが、農業が果たしておる積極的な役割を評価するというものでございまして、そうした多面的機能、役割といふものは、例えばなくなつた場合におきましては、どのような損害や犠牲が国民の上に降りかかるかというふことをよく考えておかなければいかぬと思うのです。

端的に申し上げますと、非貿易的関心事項、あるいは多面的機能と言つてよろしいと思うわけですが、食料の安全保障といふものがござります。つまり、みずからの国で生産を確保することができる、条件整備がいろいろ言われるけれども、結局は所得があれば解決をする。今世界の流れは価格政策にある、所得がなければ人は仕事につかなければいけない、条件整備がいろいろ言われるけれども、所得があれば解決をする。今世界の流れは価格政策による基本法の課題といふ農林統計協会の書物で、今回の新基本法の最大の柱は所持から所得支持へと変わってきておる。調査会の、調査会といふのは基本問題調査会でありますけれども、この議論は、中山間地域のデカップリングの協議は終わつておるけれども、中途半端に終わつておる。

や、單に外に向かつて、大臣が今言わられたように、最終的には生産を刺激して、農業の国際貿易等が紛糾するような材料としてしかアメリカ等には見られないような形で多面的機能を言っておるのではないか、こういふうに指摘をされるわけであります。

まずから、そういう観点からいえば、アメリカ等におきましても、直接支払い制度をやることによって、農業が持続できるような形に持つていく。こういうような点をお考へいただきたいと思います。

○玉沢国務大臣 農業における多面的機能といふのは、農業が果たしておる積極的な役割を評価するというものでございまして、そうした多面的機能、役割といふものは、例えばなくなつた場合におきましては、どのような損害や犠牲が国民の上に降りかかるかというふことをよく考えておかなければいかぬと思うのです。

私が言つてゐるのは、今回の補給金、あるいは個別の經營安定対策におけるいわゆる市場価格と運動した補てん金については、いろいろな国際交渉があつとも、価格政策である。この交付金、補給金あるいは經營安定対策における補てん金、これらは全部、言ってみれば生産を刺激する価格支払政策であります。それで、こういった方向を、国際交渉におけるリスクを負いながら、主張するにはよろしいです。しかし、各国とともに大きくこれを削減している中で、果たして日本の方の、大臣の主張が受け入れられる余地があるのかどうか、そのところを主張することはいいですけれども。そう口をとがらさずに聞いてください。

私が言いたいのは、問題は、何も直接所得補償といふことを言つておるわけではありません。多面的機能といふものを盛んに日本は大きな柱としてE.Uとの形で訴えておりますけれども、日本農業の多面的機能についても、その多面的機能の対価としての所得補償といふものは日本は弱い、自体は、この多面的な機能についてどういったた場合におきましては、生産に応じまして一反歩すと同時に麦、大豆、飼料作物を生産する。そぞれは、食料自給率を上げるために農地を有効に利用する。そこで、例えば、經營安定対策を講ずるとか、あるいは、食料自給率を上げるために農地を有効に利用するときに、もともと農地を有効に利用するためには、生産に応じまして一反歩すと同時に麦、大豆、飼料作物を生産する。そぞれは、食料自給率を上げるために農地を有効に利用する。そこで、例えば、經營安定対策を講ずるとか、あるいは、

施策を講じまして所得も同時に向上せしめていく。こういうようにいろいろな施策をやつておる。中山間地域についても、今回初めてございましたけれども、七百億円の事業規模ではありますけれども、耕作がなかなか困難な地域に対しまして直接支払い制度をやることによって、農業が持続できるような形に持つていく。こういうような点をお考へいただきたいと思います。

今回の基本問題調査会の実質的なイデオロギーだと私は思いますけれども、東大の生源寺教授はこういうふうに述べております。ちょっと聞いていただきたいのですが、耕作地帯の事業農家の経済は米価の低迷によって極めて深刻な状態にある、これはこの間のガット・ウルグアイ・ラウンド以降の状況を言っております。これら日本農業を支える専業的扱い手に対しても思つて切つて集中的に所得確保対策を打つべきである、確かに価格変動に対する施策はスタートしたが、扱い手農家にはそれでは全く不十分である、農業を中心的に生計を立てる農家に所得確保対策を講ずることは必要な政策であり、農業に意欲的な生産者の成長を支援すれば、中長期的には生産性の向上と農産物価格の引き下げに結びつき、消費者にも最終的な利益になる、こう述べておるわけであります。

これは米が一番頑丈な市場に連動するといふやうの市場に連動させる。これは米が一番頑丈な市場に連動するといふやうな市場に連動させる。原料として農家が生産したもの、指定団体を通じて指定団体と乳業メーカーとの自由な価格交渉にゆだねるという形になるわけであります。今のようにバターが二倍以上に余っている段階では、バターの価格は、一方で乳製品と実需の関係は自由な取引になるわけでありますから、バターは今のところバイロット市場でも不落札、全然落札ができないという状態で、まさに、どういふ価格になつていいかわからぬ状態であります。

今までは、需給関係以上に価格帯に押しとどめようという形で、安定したバターの下限価格を提示してきました。しかし、これからは自由でありますから、幾ら需給をきつちりやると、皆さんの御答弁はそうでありましたようけれども、実態的にはバターの価格は非常に低価格になつていく。それを反映して生乳の取引の価格交渉は極めて不安定なものになる可能性も大きいといふような形であります。そういう場合に、米と同じような状態が、この酪農の状態にも反映する可能性が私は強いと思います。そういう意味で、今の価格支

持政策では極めて不十分である、この生源寺教授のお考えはどうですか。

○玉沢国務大臣 需給関係から申し上げますと、過剰な場合は価格が下がる傾向にある。しかし、商品が少なくなければ、需要が高まつてくれれば価格は高くなつてくる。

しかしながら、農産物、農業の場合におきましては、持続的な農業を確保するという観点から、余りにも価格の乱高下によりまして不安定な状態にならないよう、米におきましても経営安定対策等を生産者の皆さん御協力もいただきながら進めてきておるところであります。

それからまた、乳製品等におきましても、今委員は交渉の能力が低いといふやうなことを言われましたけれども、例えば今まで各県の指定団体であったものがブロックごとに統合されまして交渉していく、価格の交渉も行う。価格交渉力が大きくなりまして、計画生産等につきましても、お互いに申し合わせをしながら需要に見合つたものをおこなうことを統けることによりまして、安定した価格を確保することができるのではないか、そういうことを一つねらいといたしております。

○鈴呂委員 経営安定対策を講ずることで農家経

營の安定を図れるというのだが、今の大臣の御答弁

だったたと思いますけれども、現状の経営安定対策は、先ほども言いました三年なりの、移動三ヵ年という表現をしておりましたけれども、その市場で

は、先ほども言いました三年なりの、移動三ヵ年という表現をしておりましたけれども、その市場で

は、先ほども言いました三年なりの、移動三ヵ年

いうものを固定的に見なければ、これが市場に連動するという形をとりますと、極めて市場の影響

はもう少し長期的に、あるいは補てん基準価格と

いうものを固定的に見なければ、これが市場に連動するという形をとりますと、極めて市場の影響

はもう少し長期的に、あるいは補てん基準価格と

いうものを固定的に見なければ、これが市場に連動するという形をとりますと、極めて市場の影響

はもう少し長期的に、あるいは補てん基準価格と

いうものを固定的に見なければ、これが市場に連動するという形をとりますと、極めて市場の影響

あくまでも価格支擲政策でしかありません。牛乳一キロに対しても、これだけの経営安定対策を講ずるというのは、価格支擲政策の最たるものであります。個別では黄色政策そのものであります。経営全体をやったときに、果たして緑の政策になれるかどうかというところにあるんです。

いずれにしても、そういうものも含めて、農水省の基本的な方向、いうものをやはり見定める時期に今来ておる、このことを大胆に検討を実施していただきたいというふうに思います。

○玉沢国務大臣 まず、自主流通米の場合におきましては、需要と供給の関係から価格が決まっておるというの、委員も御承知のとおりであります。これはやはり市場経済の原則でありますから。したがいまして、仮にこの過剰状態が解消をされてまいりますならば、価格が今以上に上がつていくということは想定されるわけございまして、がいまして、所得政策を云々するといふ。しかし、過剰な状態をどうやって解消して正常な価格と思われるものに戻していくか、こういうこともやはり積極的に考へるべきではないか。

そして、価格支擲政策と言いましたけれども、政策としましては、誘導政策というふうにウエー

トを置いて、必ずしも一定の価格を保障するというだけにとらわれず、やはりしかるべき努力をして政策の方向に進んでいきますならば、こういうような所得が得られるというふうなことも運動し合ってやつていくことが大事ではないか、これがやはり国際的にも整合性があるのでは

ないかと私は考へるわけでございます。

この所得政策のあり方についてすべてを否定するわけではございませんが、持続的な農業を今度展開していくといふ上において、あらゆる観点から検討をしていくといふことは大事なことだと思います。

○鉢呂委員 それでは、指定乳製品の市場の特性

も、バター、脱粉についての製品としての品質格差というのは国内にはないということをございます。ですから、北海道でとれたバターも九州で生産されたバターも品質上の違いはない。したがつて、市場にめだねるといった場合には、おむね量的なところの需給操作、需給調整というものが市場の最たる意味合いになる、これは大臣も御認識いただいておると思います。

米等については、新潟の米が、品質というよりも、これだけで価格が高いとかいうことがあるのですけれども、バター、脱粉の場合はそういうものがない。外國との場合は格差はあるようでありますけれども、国内ではない。したがつて、今までけれども、國內ではなく、したがつて、今回、市場回、市場に移行するという大きな意味合いは、需給、量的な調整というもののいかざるを得ないというふうに思います。そういう中で、今回、市場に移行するわけでありますけれども、これは、全体の需給調整をすると言ひながら、いろいろ限界がござります。

ですから、先ほどから繰り返しになりますけれども、端的にあらわしている例が、バターが通常の在庫の二倍以上になっておるということで、バターロット市場は機能しない。今までであれば、私は盛んに言つておったのですけれども、安定基準帯に押し込めるため、ほぼそういう形でいろいろな作業が行われて、そういう形になつておつたのですけれども、これからはそれが取つ払われるに下がる。

大臣も御案内のとおり、牛は、バターとしてのものを出すわけではありません。牛乳という牛乳を一緒に出す。いわゆるバターと脱粉の駆逐性、生産する量の違いといふものが常に問題になることがあります。

一年で生産できない。子牛から飼つて、三年近くかかると、生乳を生産するということでありますから、農水省もお話をしておりますけれども、

うちで、この指定乳製品の市場性というものをどのように大臣として基本的に考へておるのか。私は、今回のパイロット市場の例を見ても、あるいはさまざまな例を見ても、いろいろ問題があると。ちょっと長くなりますが、大臣、例えば、牛乳を加工する乳業メーカー、これは非常に限られています。特に乳業メーカーは、四大乳業メーカーとか言われまして、不特定多数ではあります。しかし、飲む牛乳の方は小さい飲用乳業者はいっぱいいますけれども、加工メーカーといふのは非常に限られています。府県の加工はいわゆる農協系プラント。北海道でも一社、農業生産団体系の乳業メーカー、いわゆる生産者関係と乳業メーカーが重なる部分があるのです。公正透明な市場を確保する、これはなかなか難しい面があります。

取引は年何回やるのか、こう聞きましたら、年一回だそうです。値決めは、年度の初めに一回やるのです。そうすると、一方で経営安定対策がこっちにある。これは国も助成しておるもの用意されておる。これも一年一回、補てん基準価格を決める。そうすると、補てん基準価格を、もううのを前提として生乳の取引価格を設定されるおそれもなきにしもあらず、公正な市場を立てるのに、そういうなかなか難しい面があります。

それから一方、乳業メーカーと乳製品を使おる需者も重なつておることも、大臣御案内のとおりです。例えば雪印乳業は、乳業メーカーであると同時に、お菓子等にこれを使うという、雪印食品とかそういうものもあるわけであります。実需者の方は多數が存在していることは事実でありますけれども、重なる部分もあることも事実であります。米のようにあらゆる人が使うというのではありません。その辺の公正さを保つ。ですから、パイロット市場は、いまだ、余ったものは全然取引がないというのが四回とも続いているわけであります。

そういう中で、大臣として、この指定乳製品の市場について基本的にどういった方向をとるのか、この考え方、今の私の、こういった特殊性を踏まえて、お答え願えればと思います。

○玉沢国務大臣 まず、加工する乳製品はバターばかりではないわけですね。クリームもありますし、チーズもありますし、今まで過剰になつてきた場合は、いろいろな乳製品をつくるうことで、それぞれの施策を講じてきたところでございます。

したがつて、牛乳をできるだけ有効に使っていくという大きな観点から、これもどのような生産をしたらしいか、ということも、生産組織も広域的なブロックということになって十分考えていくとともに、またメーカーの方も、今まで固定した価格のもとで、稼働率を上げなくともやつていいけること、つまり、稼働率を上げなくてもやつていいけること、そういう面もあつたわけです。

ですから、やはりせつからくの施設、またメーカーも、経営でありますから、稼働率を上げまして、そして流通、生産コストも下げていくという努力をしていかなければ、これはなかなかどちらもいかない。また、余つているものを幾らつくつたつて売れないわけですから、不足しているものを、クリームであるとかチーズ、そういうような乳製品をつくっていくという努力もやつていただきます。この状況に対処していくことが大事ではないかと思います。

○鉢呂委員 それでは、個別の条文に即して若干質問いたします。

法案の第十一条二項、補給金の単価の算出の方についてであります。この補給金の単価は「生産される生乳の相当部分が加工原料乳であると認められる地域」、その「地域における生乳の再生産を確保する」ということで条文化されておるわけであります。これは現行も同じであります。

「生産される生乳の相当部分」とは、具体的に五〇%以上が指定乳製品、いわゆるバター、脱粉のための原料乳を生産する地帯、現状は北海道のみであります。大臣の御出身の岩手県はもう五十

平成十二年五月九日

年代の初めに卒業されたわけでございます。北海道も今、例えば平成十年度は五二・九%、十一年度は五一%。近々五〇%を割るようなことが予想されるわけであります。

基本的にこういった条文がまさに使えないなっててしまう、加工原料乳のいわゆる補給金単価を出す際の、その地域がなくなってしまうというおそれがあるわけであります。私はやはりこの改正案を出す場合にもっと工夫してしかるべきであろうというふうに思いますけれども、御答弁願います。

○玉沢国務大臣 改正法案第十一項第二項に言う「相当部分」につきましては、改正前の第十一項第一号に同様の趣旨の規定が置かれております。この規定ではこれまで五〇%を上回る割合と解してきたところでありますて、実際には、飲用比率が一定期間を平均して五〇%を上回った場合には加工原料乳地域から除外するという取り扱いをしてきたところでございます。

今委員が御指摘されました私の岩手県でございますが、北海道に次いでの酪農地域でございまして、そこでは、例えば五〇%を超えた四十九年から五十三年まで五年間にわたりましては、除外するという取り扱いは受けずにやつてきたところでございます。したがって、今後、仮に単年で北海道の加工比率が五〇%を下回ったとしましても、直ちに生産者補給金制度の存在自体が問題となるものではないと考えております。

本制度の存否をめぐる取り扱いにつきましては、飲用仕向けの定着状況等、北海道の生乳をめぐる需給動向、生産構造等を十分見きわめながら、慎重に判断する必要があると考えておることは、従来どおりといいますか、表現でござります。

○鈴田委員 法案の第十二条の再生産の確保といいます。

先ほどお話ししましたように、現行と改正法案ではその再生産確保の観点が著しく異なつてくるわけであります。

現行法は、保証価格という形で農家手取り価格と、いろいろものを生産費を勘案しながら算出するわけ

であります。しかし、今度の改正案については、先ほど言いましたように、生産者団体と乳業メーカーの実需の市場実勢に基づく取引価格、これはもう自由であります。それにプラス補給金、これは

は政府が定めるわけであります。

そうしますと、先ほど言いましたように、価格交渉力というよりも、バター等の特殊性から、貯蔵性を持ちながら、駆動性であつてなかなかそれが簡単に需給取引の中で消化できない。ずっと長くもつことができる。それで品質が劣化しないと

いうようなときに、この指定乳製品の市場価格が急低下することによって、いわゆる乳業メーカーも生乳の取引価格はそんなには出せない。ずつと長く前年比一〇%も二〇%も下がる場合が出てく

ると思ひます。これは従来の需給計画に基づく価格交渉力によって行うのじやなくて、まさに市場によってこの価格が出てくるわけでありますから。こうなった場合に、いわゆる再生産を確保するという条文は、従前の保証価格に比べて全く質的に変わってくるというふうに言わざるを得ません。この点について御答弁を願いたいと思いま

す。

○玉沢国務大臣 生産者補給金の単価につきましては、生乳の再生産の確保を旨として算定を行うことといたしております。

この具体的な算定方法等につきましては、これは総括政務次官の方から答弁をさせていただきま

す。

○谷津政務次官 先生が御指摘の新制度のもとでは、生乳の再生産の確保を旨として算定を行ふことといたしております。

そういう意味では、経営安定対策についてもきちんと法律化をすべきである、私どもはこのよう強く主張させていただいております。これは中間の所得補償についても同様であります。あれも法律なしでやつておりますけれども、国民の理解を得るという観点から、きちんと法律化をすべきである。あるいは、この問題についても、再生産を確保すると言ひながら、市場が大きく動いておりますが、生産者にとって対等な立場で乳業メーカーとの交渉によって決定されることになつておりますが、生産者にとって対等な立場で乳業メーカーとの交渉がでけるように、生乳の需給調整の強化指定生産者団体の広域化等、いわゆる強化することによりまして条件整備を推進していくなければならぬというふうに考えておるところであります。

再生産を確保するという表現を使うこと自体は、

法律条文としてはやはり欠陥条文にならざるを得ない、私はこのことを申し上げておきたい、このように思います。

さらに、今回の補給金の単価を算出する方法が出されております。市場に連動して五〇%、生産一頭当たりの乳量の変化率、これを移動三年で見ているということで、農水省の事務局は緩和をする方向にあるのですということを盛んに言ひますけれども、基本的に、生乳の生産費のみしか入っておらないわけであります。

先ほど政務次官が言われました、第十一項の二項の「その他の生産条件、生乳及び乳製品の需給備えるための生産者による積立金を造成することとしておりまして、国としても一定の助成を行つていきたいと思っております。

○鈴田委員 今、一番最後に経営安定対策のこと

を言ひますけれども、これは基本的な法律の条文化をされておりません。そういう契約の外で政府の施策として述べるのは、この条文の趣旨をすべてきつとし、いく尽くしたことにならないというふうに思ひます。

そういう意味では、経営安定対策についてもきちんと法律化をすべきである、私どもはこのよう強く主張させていただいております。これは中間の所得補償についても同様であります。あれも法律なしでやつておりますけれども、国民の理解を得るという観点から、きちんと法律化をすべきである。あるいは、この問題についても、再生産を確保すると言ひながら、市場が大きく動く中で、今、政務次官が言われたように、経営安定対策でそれを補てんするんだ。するんだといふ意味合はいいですけれども、法律条文上は一切

○鈴田委員 今の政務次官の言葉では、考慮をす

るというのがどこにも入つてこれない。これは自民党さんの議員からも大変な指摘を受けると思ひ

格制度というものが時代の一つのニーズではなかろうか、これが大きな背景に一つはあるのではないかろうか。

【金田(英)委員長代理退席、松下委員長代理着席】

もう一つは、やはり生産者の皆さんもいつまで國のそなした不足払いの制度に頼つて、自分たちの自助努力によって、その努力の成果が得られる、そういう市場原理を導入することによって、希望なり生きがいなりがやはり求められてくる、こういう大きなバックグラウンドもあるのではないか。

ただ、もう一つ大事な点は、工業製品の自動車だと家電、こういうものとは違つて、やはり食料の価格政策というものは、農業の持つ多面的な機能、食料の安全保障あるいは国民、人類の食の保障、こうした問題を考えたときには、おのずから、通産省マターの工業製品の価格政策とは本質的に明らかに違つてある。ましてや、我が国は、農業の基本的な耕作面積にしても酪農面積にしておるわけあります。このハンドディについても、宿命的に非常に狭いというハンドディをしょつておるわけである。ましまして、我が国は、やはりおのずから國がそれなりのきっちりとしたフローアップをしていく政策的視点といふのをきっちりと明確にしていく哲学を持つおくべきであろう、私はこう考へておるわけございます。

○玉沢国務大臣 委員の御指摘をされたことに對しまして、まずもつて私も全く同じ考えであるといふことを、前段のお考えですね、そう思ひます。それで、市場原理を導入していくということだと思います。余りにも固定した価格だけを持つていいことになりますと、やはり生産あるいは、より柔軟性を追求していく、こうしたことだ

は需要という点でバランスが崩れる可能性がございます。したがいまして、消費者に好まれるような農産物を生産していくと、上におきまして、市場性の果たす役割といいますのは非常に大きいものがあると思うわけでござります。

ただし、工業製品と違つて、日々、毎日生産するものではございません。年間に一回という場合もあるわけでござりますし、多様な農産物があるわけでござりますし、やはり自然を相手にしてやつていくわけでござりますから、その生産等におきましても、必ずしも安定的に生産することができない。病害虫とかそういうものが発生すれば、生産は減少する、あるいは自然災害によつて減少するというようなこともあるわけでござりますから、やはり持続的に農業というものを形成していく場合におきましては、その点について工業製品とは極めて大きな違いがある。

したがつて、持続的にやつていく場合におきましては、そなした場合においてどのよな処置を講ずるか、やはりそこに經營安定対策の重要性といふものが出てくるものと考えるわけでござります。また、同時に、これも農業の持続的なことをやつしていく、営農をやつしていくということにおいて、いろいろと農業の果たす機能、つまり、多面的機能と言つておるわけござりますけれども、これは、国土を保全する、環境の保全をする、農村の景観を保つていく、あるいは食料の安全を確保するというような公益的な役割を果たしておる。こういうところにも十分配慮いたしました。

○山本参考人 先生ただいま御指摘のとおり、今回の法律の改正案におきましては、市場原理の導入という点を大きな柱としながら、あわせて農業の持続的經營が可能となるよう、農家の經營の安定にも配慮した内容であると理解いたしております。この中で、特に畜産につきましては、加工原料乳の補給金について、直接、一定の単価で補助するという方式に改められることとなつたわけですが、これに伴いまして、この業務が適切に実施できるように、必要な情報の収集やまた調査等に力を注いで、法案に定められた業務の実施機関としてその役割をさらに効率的に、また公正的確に果たしてまいりたいと考えております。

○吉地委員 理事長にもう一点、私は、提言を含めて御質問させていただきたいと思います。

農畜産業振興事業団の業務の中で、四つ目の重要な業務として情報業務といふのが、あなたのところでおこなわれることは、まさに適切な御指摘であると思ひます。

○吉地委員 それでは、山本理事長にお伺いをします。

大変多くの業務をされておるわけでござりますが、特にその中の畜産業務といふのは最も重要な事業団の中の業務の一つではなかろうか。午後から議論します砂糖類の関係あるいは蚕糸の関係、大幅に多くの業務をされております。その中で、畜産業務の中でも価格安定業務はまさに今回の法改正に伴う非常に重要な業務の一つではなかろうか。そこで、特に今回、加工原料乳の生産者補給金の交付の問題についても、十三年度からは大きな改革になるわけでござります。この法改正に伴つて、事業団として、十三年度から新たな改革に向けたどのような御努力をされようとしているか、この点についてお伺いをしておきたいと思ひます。

○山本参考人 先生ただいま御指摘のとおり、私は、この四番目のIT革命と情報業務の拡充の問題について、理事長に今後の御決意なり抱負を伺つておきたいと思ひます。

○吉地委員 理事長にもう一点、私は、提言を含めて御質問させていただきたいと思います。

農畜産業振興事業団の業務の中で、四つ目の重要な業務として情報業務といふのが、あなたのところでおこなわれることは、まさに適切な御指摘であると思ひます。

○吉地委員 時間が参りましたから、大臣に最後に一問、やはり畜産事業あるいは酪農事業の問題の非常に重要なポイントは、私は環境政策だと思います。その環境政策とリンクするのが、リサイクル型社会への対応の問題であろうと、特に、酪農とか畜産の事業というの環境問題が非常に

ます。

しかしながら、全体としまして、規模拡大等が進んでまいった結果、乳価が二割下がったとは言われましたけれども、その中において、生産性向上等を因りまして、そのメリットも農家の皆さんも共有する。こういうこともあるわけでござります。

後継者不足で離農していく方もあるということをございましたが、後継者の育成等も今後もしっかりとやらなければならぬと思つてございまさすけれども、酪農事業におきましては、特に日本の農業の基幹でございます。そういう観点からいいますならば、今後とも政策を推進しながら、安定した生産が確保できるよう努力をしていかなければならぬ、こう思うわけでござります。

加工原料乳の価格が一円二十三銭下がったというふじみを委員が御指摘をされたわけでございますが、しかし、そういう中におきましても、いろいろな施策をこの中に組み合わせまして、農家の実質手取りはキロ当たり三十四銭上がっているといふ点も見えていただきまして、この厳しい中において決してすべてがマイナスの面ばかりではないのだ。積極的な面もお考えをいただきまして、今後、負債対策等についても積極的に取り組んで、農家の皆様の不安を解消するように努力していくたいと思っております。

○中林委員 価格の下落そのものは、事実が何よりも物語っていると思います。

私も北海道の酪農の方々と会つて、今後の価格がどうなるのかということが、さらに将来不安をかき立てておりました。

今回、政府が導入しようとしている不足払い制度の廃止の問題なんですが、乳価は政府によつて下げ続けられて今日まで來たわけです。この中で、不十分とはいゝ、農家に年間通じて乳価を保證する、それが不足払い制度であった。これは酪農の人たちが口をそろえておっしゃつております。だから、今ぎりぎりのところで酪農の崩壊をこの不足払い制度が食いとめてきているんだ、

でございまして、すべて反対の共産党さんのお考えとは違うということだけ申し上げておきます。

○中林委員 大臣、お言葉を返すようですが、名称は加工原料乳生産者補給金暫定措置法で、暫定法と言つながら三十数年経過して、深く定着した法律だったというふうに思います。

このことは、あなたの出しておられる新たな酪農・乳業対策大綱でも、この間、現行農業基本法、つまり、旧基本法の話ですけれども、に基づいて農業生産の選択的拡大を図る中で、加工原料乳生産者補給金等を活用し、我が国酪農は零細な構造を脱却して著しく発展してきた、このように不足払い制度そのものを評価していらっしゃいます。

今回、あなた方は、価格の硬直を招いたとしてこの制度をなくし、市場原理を導入しようとされているわけですから、少なくとも現在までこの不足払い制度が我が國の酪農発展に大きく寄与してきた、この点についてはお認めになります。

○玉沢国務大臣 十分認めるところでござります。

この不足払い制度は、我が自由民主党がつくりまして三十数年やつてしまつたわけでございます。要するに、生産者にもメーカーにも不足払いという制度を導入することによりまして、それと相連携して、生産も安定をする、メーカーも安定発言、それは、大臣ともあろう方は慎んでいただきたく、厳重に抗議しておきます。

そこで、この大事な生命線を、今、大臣も十分役割を担つてきているんだと評価をされました。自由民主党がつくってきたんだ、その自由民主党がつくれたものを、今、自分たちの手で外そうとしていること、これは酪農経営に展望を失つて離農しようかどうしようかと今、迷つてゐる人たちに引導を渡す、そういう結果になりはしないかと大変心配をしております。

この大綱では、価格に市場実勢を反映させた場合、当事者間で形成される加工原料乳の価格は、現状では加工原料乳地域の再生產を確保し得る水準に達することは困難と考えられる、あなた方でさえも、はつきりと再生産確保は困難だ、こういふふうに書いてあるわけですね。その上で対策を講じて、新たな補給金の導入で再生產を確保する、こういうふうに言つているんですけど、その補給金が大問題だ、私はこのように思つております。この補給金はどういうふうに決められるのでしょうか。

さらに発展が見込まれるというふうに考えるわけとありますならば、現在の不足払い制度よりも、

知だと思いますが、改正法案の第十一条第二項に規定がございます。生乳の生産費その他の生産条件、生乳及び乳製品の需給事情並びに物価その他の経済事情を考慮し定めるとされておりまして、具体的な算定では、現在のところ、初年度の助成単価につきましては、お話をございましたけれども、加工原料乳の取引価格だけでは加工原料乳地域の再生産の確保が困難であるということを考慮し、片方でまたこれが制度改正をされるというこ

とで、制度の円滑かつ適正な移行に配慮をすることとして、適切に設定する計算をすることにしておられます。

さらに、次年度以降の助成単価につきましては、そうやって定まりました前年度の助成単価に

生産費、乳量等の変動率を乗ずる方式により、安定期的に算定をしていくことを考えておられるところでございます。

○中林委員 実際はまだ決まっていないんですね。そうですね。今うなずいておられて、実際はまだ決まっていない、これからだという話で、前年度が一つの基準になるということは、前年度と

は、今年度の加工原料乳の価格になるわけですよ

ね。そうすると、今年度が下がつていいんですよ。

だからそれを基準として、この大綱では、新たな措置の単価は、市場実勢が生産者サイドまで適正に伝達されるよう毎年度設定する、こういうふう

に言つて、農水省は、三年間の生産コスト変動率で決定するというふうにおっしゃつております。

このコスト変動率ということになると、今、酪農家はコストの削減の努力もぎりぎりいっぱいやつておられるわけですね。さらに、今言われたように、コスト削減に努力をしないと、とてもではな

いけれども、経営が安定しないということになる

とか、この補給金はずっと下がる傾向になるんじや

ないか、そういう仕組みをあなた方は考えている

んではないかといふうに思ふんですけれども、下がらない、そういう保証があるのか、その点についてお答えいただきたいと思います。

○樋口政府参考人 お答えを申し上げます。

生産者補給金の単価につきましては、既に御承

○樋口政府参考人 一点、先ほどの答弁で、説明不足かもしれませんので、もう一度詳しく申し上げておきます。初年度と申し上げましたのは十三年度でございまして、次年度がつまりその次になるわけでございまして、十三年度を計算するときに今年度をもとに計算するというふうにもし御理解をいたくなれば、そこは実は説明不足かも知れませんが、そういうことはございませんで、次年度と申し上げましたのは、十四年度からになりますということを御理解いただきたいと思います。

それから、この生産費、乳量の変動率を乗ずることが一定の方向だけを示しているのかというお話をございますが、それはまさに生産費、乳量の動きによるわけでございまして、私どもとしては、その方向なり数値なりに決して予断を持つて臨んでいます。しかし、このコスト変動率を掛けるところは、少なくとも今農家の人たちにはよくなるんだと、あなた方はおっしゃっておられるわけですね。しかし、このコスト変動率を掛けるということは、少なくとも今農家の人のたちはコスト削減の経営努力をやらないと、とてもじゃないけれどもやつていけない、そういうところに追いつかれていますから、理論的にいくと、どうしても私は、この補給金というものは永遠に下がり続けていくのではないかというふうに思われてなりません。

市場実勢が反映されるということになると、市場価格が下がれば、これは現実的に下がつてきますよね。だから、今の酪農家の人たちの手取りといふものは、ずっとまた下がつていくのではないかというふうに思うのですけれども、農家の手取りは激減しないという保証はありますか。もう一度お願いします。

○谷津政務次官 新制度のもとでは、加工原料乳の再生産を確保することとしておるところであります。また、加工原料乳の取引価格は、新制度では指定生乳生産者団体と乳業メー

カーとの交渉により決定されることとなつておりますけれども、生産者にとって対等な立場で価格交渉ができるよう、生乳の需給調整の強化あるいは指定生産者団体の広域化等を図り、条件整備を推進することとしておりまして、新たな生産者補給金の交付と相まって生産者の手取りは確保できます。あらかじめ需給変動等による価格低落に対する措置として、新たに生産者補給金を造成することと推進することとしておりまして、新たな生産者補給金の交付と相まって生産者の手取りは確保できます。

○中林委員 メーカーと相対取引の話は後で質問させていただきたいと思うのですが、今言われたように、激安緩和措置というものは稲作経営安定対策と同じようにとっていくんだという方向性は、私も説明を受けています。でも、稻作経営安定対策そのものが、実は稲作経営を安定させていない。八割補てんということになつていて、これがよくなるんだと、あなた方はおっしゃつて、これも実は自生流通米の農家の方々が今、大変な減収になつております。

○中林委員 今まで繰り返し私が質問しても、下落しないという保証をあなた方からは言明を受けしておりません。

私は、これまでの説明で、米のときもそうだったのですけれども、この加工乳のときも、いいものをつけつて需給調整すれば価格が上がつていい、こういう説明をされるわけですね。幾らプレミアつきの商品をつくつたって、価格交渉はブロック単位でやるわけですね。そこでのメリットは、今までの枠組みでしか行われない。ましてや、生乳の需給調整を短期的に操作することは不可能だというふうに思いますね。

重大なことは、この不足払い制度の廃止が、農家の側から要求は出でないと想います。乳業メーカーの値下げ要求は、毎年出てきております。むしろ、大手乳業メーカーの加工原料乳の基準取引価格の値下げ要求に政府がこたえているんじゃないかというふうに思えてなりません。

ことし、十二年の二月に社団法人日本乳製品協会の方から引き下げる要望も出でています。私は

だ、こういうふうに率直におっしゃいました。つまり、今回の法改正がこうした乳業メーカーの立場を一層加速して、農家にとっては耐えがたい状況になつてくるんじゃないか。こう思われるが、どうです。確かに、その点についてはいかがでしょうか。

○谷津政務次官 先生は、乳業メーカーの乳価引き下げ要求にこたえるのではないかというふうな意味のおっしゃり方をしたのですが、そんなことはありますけれども、仮に双方で、幾らになつても同じ価格だからいいじゃないかというので、市場評価を前提としない価格交渉になる可能性なしとしないということではなかろうかと思っておりま

す。

○中林委員 今まで繰り返し私が質問しても、下落しないという保証をあなた方からは言明を受けしておりません。

私は、これまでの説明で、米のときもそうだったのですけれども、この加工乳のときも、いいものをつづつて需給調整すれば価格が上がるようく、こういう説明をされるわけですね。幾らプレミアつきの商品をつくつたって、価格交渉はブロック単位でやるわけですね。そこでのメリットは、今までの枠組みでしか行われない。ましてや、生乳の需給調整を短期的に操作することは不可能だというふうに思いますね。

重大なことは、この不足払い制度の廃止が、農家の側から要求は出でないと想います。乳業メーカーの値下げ要求は、毎年出てきております。むしろ、大手乳業メーカーの加工原料乳の基準取引価格の値下げ要求に政府がこたえているんじゃないかというふうに思えてなりません。

ことし、十二年の二月に社団法人日本乳製品協会の方から引き下げる要望も出でています。私は

だ、こういうふうに率直におっしゃいました。つまり、今回の法改正がこうした乳業メーカーの立場を一層加速して、農家にとっては耐えがたい状況になつてくるんじゃないか。こう思われるが、どうです。確かに、その点についてはいかがでしょうか。

○谷津政務次官 先生は、乳業メーカーの乳価引き下げ要求にこたえるのではないかというふうな意味のおっしゃり方をしたのですが、そんなことはありますけれども、仮に双方で、幾らになつても同じ価格だからいいじゃないかというので、市場評価を前提としない価格交渉になる可能性なしとしないということではなかろうかと思っておりま

す。

○樋口政府参考人 全額補てん、一言で言いますと、同じ図柄を描いているかどうかではございま

す。だから、そういうことをやっているんだから、政府が本当に今酪農家の経営を安定させていくためには、乳価を引き上げる、今回のよな法改正はしない、こういう立場に踏み切るべきだということをまず主張しておきたいと思います。乳価が上がらなければ、農水省が国家的課題として第一義的に推進しなければならない自給率向上の施策に、私は水を差すことになりかねないというふうに思います。

政府は、飼料自給率を引き上げることこそ、自給率向上の課題の中でも、それを引き上げることを重視しているわけですが、酪農家には、そのため費やす余裕が実は今はないと思います。乳価が下がり続け、乳量をふやす膨大な設備投資をして規模拡大してきた。その結果が、北海道では八十頭以上で年間三千二百時間という過酷な長時間労働。先日の私の質問でも、大臣も、労働時間は長過ぎる、ゆとりある経営の実現を図り、労働時間の短縮に努めていくことが大事だ、こう答弁をされております。

しかし、今のように搾乳に追われ、堆肥の草地還元もしなきゃならないとかいろいろ言われているだけれども、そういうゆとりはないと言つてしまつておられます。だから、輸入濃厚飼料に頼らざるを得ないんだ。こうなつたら、飼料自給率向上、これを十年間で二五%から三五%へ引き上げる基本計画をお立てになつているのですけれども、それはできないというふうに思うのですね。だから、農家に経営のゆとりを取り戻す、そのことが第一だというふうに思います。

そのためには、今までの不足払い制度、不十分だけれども、それが酪農家の経営を支えてきたと大臣はおっしゃったわけですから、こういうゆとりある酪農経営に切りかえていくべきではないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょか。

○玉沢国務大臣

まず、この制度を今後進めていく上におきまして大事なことは、やはり生産者の努力と同時に、メーカーも努力してもらわなきゃ

いかぬ。これが先ほどからの議論の中に欠落しているところであると思ひます。

今回、指定団体が「ブロック」となることによりまして、確かに相対取引ではありますけれども、ブロック対メーカーということになりますと、かなりの交渉能力が出てくるわけでございまして、委員がおっしゃるように、そうそう価格を下げて下げる方向にだけ行くというような否定的な考え方だけではないわけでございます。

つまり、ある一定の価格の中で、やはりメーカーも努力していただきまして、すべての施設をフル稼働していただき、あるいは統合再編をして合理化をしていただき、こういうようなことを通じまして、生産性のメリットが農家にも行くようになります。こういうことをもくろんでおるわけでございまして、決して委員の言われるよう否定的な面ばかりではないということでございます。

それから同時に、先ほど以来申し上げられたおかげでございますが、八十頭もやっておられる農家の方、この御努力に敬意を表するわけでございませんけれども、つまり、ある一定の規模というものでゆとりのある経営をやつていけるような価格体系というのも維持できるように、全力を挙げて努力をしていかなければならぬ。価格が下がるこ

とだけを考えておるわけでございますが、価格が安定的に維持されまして、その中で所要の改善が図られていくということを通じまして、自給率も上がっていくものと考えておるわけでございま

す。

○中林委員

私は、そのとおりにはならないといふふうに思ひます。

○中林委員 私は、そこは使えないのなら、しかし、あそこは非常に不明朗になつていて、まだまだ余裕があるということで、この改善の要求、拡充の要求を私はさらにしておきます。

最後に、豚コレラの問題で質問したいといふふうに思ひます。

豚コレラの生ワクチン接種中止の問題で、先日、日本養豚経営者連絡協議会の代表の方がこの問題で要請に来られました。農水省は九六年の畜産局通達でこの生ワクチン接種中止に向けた事業を開始して、ことし十月一日にも接種中止を決定しようと今検討中だと伺つております。しかし、

今回の価格決定で、今まで実質、乳価の一部になつていた環境・ヘルパー加算が価格から取られ、死亡豚の焼却処理は想像を絶する、口蹄疫の

六千八百万円で、北海道の場合だと、従前利用分

だということで、試算すると六千円です。北海道の場合に、ヘルパーを利用しようと思つたら、従前利用分、実績は六千円、増加分については一日一万円の助成をする。こういうふうになつてゐるのですが、こうした助成自体、私はもっと充実させなければならないというふうに思います。

農畜産事業団の指定助成対象として、その繰越金から予算をつけると伺つてゐるのですが、これまでの私の質問でも繰越金が千三百億円以上あるということになつてゐるので、農家の所得を今までで保証していたものから横積み、その分取つて、わざわざヘルパー制度という新しいものをつくりていくのですから、もっと私は充実すべきだというふうに思いますけれども、簡単にお答えいただきたいと思います。いかがですか。

○橋口政府参考人 前回お答えしたのと実は同じになるので恐縮でございますけれども、事業団に残っております金、先生がおっしゃつてますのは、肉用子牛対策費等のため、特定の財源のために用意をされている金でございまして、いわば畜産対策に何でも使えるというようなことはございません。特定用途のため用意されている財源だということは、御承知をいただきたいと思います。

○橋口政府参考人 前回お答えしたのと実は同じになりますが、先生たまたま口蹄疫のことも御質問の中でお話をされましたので、御理解をちょうだいいただきたいと思いますのは、そういう悪性の伝染病が発生すること、大変これは私どもとしては避けなきやならないということでございますけれども、ワクチンを打つとともに実は大変なことであるということを御理解いただきたいと思います。

○橋口政府参考人 豚コレラについての御質問でございますが、先生たまたま口蹄疫のことも御質問の中でお話をされましたので、御理解をちょうだいいただきたいと思いますのは、そういう悪性の伝染病が発生すること、大変これは私どもとしては避けなきやならないということでございますけれども、ワクチンを打つとともに実は大変なことであるということを御理解いただきたいと思います。

現在、口蹄疫が終息をいたしておりますが、私どもが生産者の皆さんの御協力を得ながら大変努力をしておりますのは、ワクチンを打たないで何とかして終息をしたいというふうに考えているからでございます。ワクチンを打つということは、ワクチンを打つている国に対して清浄国であることを主張できないということでございまして、私どもとして、例えば口蹄疫ではワクチンを打たないで清浄化するということを最大の眼目にしているわけでございます。豚コレラにつきましては、ワクチンを打つているわけでございます。豚コレラにつきましては、ワクチンを打つてあることを主張できないということございまして、ワクチンを打つてあることを主張していることになります。しかし、

現在、私どもの調査では国内は清浄性が確保できています。

状況が再現されるだろうと非常に強く反対をしておられます。

畜産局は、国内の豚コレラは九三年以降発生がなく撲滅した、中止すれば四十億円の予算が削減になるし、接種の手間も省ける、こういうことを考えております。しかし、豚コレラは、七〇年以降、接種率が低下するたびに一件から七十七件の発生を繰り返しており、撲滅したとはとても言えないと、行政の責任で未然防止策をとることが非常に重要で、ワクチンを接種すれば防げるわけですか。私は中止の方針を撤回されることを求めております。

畜産局は、国内の豚コレラは九三年以降発生がなく撲滅した、中止すれば四十億円の予算が削減になるし、接種の手間も省ける、こういうことを考えております。しかし、豚コレラは、七〇年以降、接種率が低下するたびに一件から七十七件の発生を繰り返しており、撲滅したとはとても言えないと、行政の責任で未然防止策をとることが非常に重要で、ワクチンを接種すれば防げるわけですか。私は中止の方針を撤回することを求めております。

きているだらうと、いうことでござりますし、既に本年の四月で三十二の道府県がワクチンの接種を中止いたしております等々を背景にしながら、私どもとしては、当初の予定のことを念頭に置きます。

○中林委員 アメリカだとE.U.だと、接種を中心としているところは知っていますけれども、これらは輸出国ですよ。ですから、私どもの方針を撤回されるよう重ねて要求して、質問を終わります。

○松岡委員長 次に、井上喜一君。

○井上(喜)委員 私は、きょうは、加工原乳に関する法律の改正案でありますけれども、口蹄疫につきましての質問を中心にしてお聞きたい、こんなふうに考えます。

農林省の仕事には何種類かのカテゴリーがあると思うんです。試験研究でありますとか調査といふような分野もあれば、補助金であるとか、あるいはその他の支援策によりまして一定の方向に誘導していく指導奨励事業もございます。きょう問題いたします口蹄疫に関する法律は家畜伝染病予防法であります。これはまさに行政的にきちんと処分をしないといけない、厳密に処分をしていかないといけない、そういう対応が必要な分野のものと想るわけあります。

御承知のとおり、口蹄疫というのは、事運用を間違えますと、日本の大家畜の経営に大変大きな影響があることはもちろんであります。同時に、こういふような病気を国際的に抑制していくうつる国際条約がありますけれども、そういう国際条約を背景にいたしました家畜伝染病予防法など思ひのとおりまして、ある意味では国際的なコンセンサスを得てあるルールだというふうに思うの

あります。いいかげんな運用をいたしますと、国際的にかなえの軽重を問われるということにもなりうる、こんなふうに思います。
きょうは、時間が余りありませんので、質問に対しましては簡潔にかつ明快にお答えをいただきたい、こんなふうに思います。事務当局の方に質問をいたしまして、最後の一、二問を大臣にして終わりにしよう、こんなふうに考えております。

まず、宮崎県で口蹄疫が三カ所で発生をしたというふうに聞いておりますけれども、これらの発生状況と、これららの発生に対するとられた措置の説明を願います。

○福岡政府参考人 お答え申し上げます。
お話をございましたように、宮崎県で、三月の二十五日、四月の三日、それから四月の九日に口蹄疫が発生したということがあつたわけでござります。三月二十五日の発生確認後、直ちに、お話をございました家畜伝染病予防法に基づきまして、四つほどの措置を講じております。

一つは疑似患畜の殺処分、埋却でございます。一つは発生農場や車両等の消毒、移動制限地域の設定、それから搬出制限地域の設定などの措置を講じたほか、海外からの侵入防止対策を強化するという措置をとっているわけでございます。四月の十日以降、新たな患畜あるいは疑似患畜が確認をされておりませんので、移動制限地域については順次その範囲を縮小しております。五月の二日をもって解除してございます。

これらの措置と並行をして、周辺農家及び関連の農家等への立入検査を実施するとともに、移動制限地域を初め、全国を対象に血液検査による浸潤の状況の調査を実施しております。現在、清浄性の確認をするために、必要な農場、私たちが承知しておりますのは十四戸でございますが、これにつきまして、農場隔離検査プログラムと、いうことで必要な検査を実施しております。

○井上(喜)委員 この口蹄疫のウイルス自身が発見されていないというふうに伺つてるのでありますけれども、いずれにしても、陽性の反応が出

たということあります。ということは、すなはち、ウイルスに感染をしたということだと思いますが、疑似患畜が発生をする原因、どう考えておられるのか、あるいはそのための調査をどの程度されたのか。

○福岡政府参考人 私ども、これまで感染経路の解明にできるだけの力を注いでいるわけでござりますが、家畜の導入されました導入元の農場、近接地の農場、人や車の交流がありました農場、そして、最初に確認された農場と同一の粗飼料を使用している農場、これらにつきまして重点的に調査を行つていることが一つでございます。

それから、実は三例目につきましてはウイルスが検出されおりまして、検出されたウイルス遺伝子の解析とか、分離されたウイルスの分析等々を行つております。

しかしながら、現在までの調査の結果では、どちらに入ってきたか、あるいは感染経路はどうかということが判明をしておりませんけれども、今後とも原因究明に向けた情報の収集、分析に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

○井上(喜)委員 口蹄疫はこれまで日本の国内に存在をしないということが言われていたのであります。仮にそうだといたしますと、外国からウイルスが入ってきた、こういうことにならうと思うのであります。それで、その感染源になるところの調査をどの程度徹底して行われたのか、これが問題として残るんじゃないかな、こんなふうに思います。

先に進みまして、福わらの輸入ですね。輸入した福わらが感染源の一つじゃないか、そういう疑いが持たれておりまして、口蹄疫の発生国からの福わら輸入について規制が行われているようでありますけれども、この家畜伝染病予防法上の規制としてどんな規制をしているのかということ、具体的には家畜伝染病予防法の何条に基づいたどんな処分なのか、はつきりさせていただきたい。

○福岡政府参考人 家畜伝染病予防法四十条の規定に基づきまして、輸入される場合に検疫の対象といたしております。

○井上(喜)委員 家畜伝染病予防法四十条はどう書いてありますか。

○福岡政府参考人 条文についての御質問でござりますので、読ませていただきたいと思います。

四十条の第二項という規定がございまして、「家畜防疫官は、指定検疫物以外の物が監視伝染病これは今回の病気でございますが、「病原体により汚染し、又は汚染しているおそれがあるときは、輸入後遅滞なくその物につき、検査を行うことができる。」という規定によつて行つております。

○井上(喜)委員 そうしたら、検査だけで、輸入禁止処分はしていないということですね。

○福岡政府参考人 検査の結果に従いまして、所要の措置をとっております。

○井上(喜)委員 では、具体的にどんな検査をしているんですか。

○福岡政府参考人 現物を確認した上で、例えばホルマリンの消毒をするというような措置を講じております。

○井上(喜)委員 家畜伝染病予防法には、御承認のとおり、三十七条に輸入禁止処分ができる根拠規定がありますし、第三十八条に検疫証明を出さないといけない、そういう規定があるんです。本来ありますと、輸入規制というのはこの二つの条文を使ってやられるのでありますけれども、四十条でそんなことが勝手にできるのか。きちんとした根拠があって、その根拠規定に基づいて防疫官がそういう検査をする、あるいは処分をするということじゃないかと思うんです。私は、そこはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけども、どうですか。

○福岡政府参考人 すべてを対象にするわけではございませんで、輸出國が判明をいたしますのと、申告をされたときに、汚染をされている国から出てきたものであるということがわかりますと、その場合に検疫の対象にするということです。

したがつて、例えは、具体的な国名を挙げると

失礼ですので、某国が、そういう口蹄疫が発生している、その国から輸出されてきたものであるということになりますと、それは検査の対象にしているということでございます。

○井上(喜)委員 言うまでもないのですから、あれども、輸入したものを見分するんですから、ある意味でこれは財産権を侵すわけですから、ある一定のものについてははしかじかの処分をするよいうことを、告示なり省令なりつくつて広く知らしめないと、勝手に防疫官ができると私は思うんですね。今のお話でおわかりのよう、かなりずさんな対応じゃないかと私は思います。

時間がありませんので、その次に行きます。中国からの稻わらの輸入がありますが、私が聞くところによりますと、輸出業者が十数人おりまして、それぞれが熱処理をする施設を持ってい

る。それで、日本から派遣された防疫官が常時三名ぐらいの体制で検査をしているといいますか監督をしている、こういう状況だと思うのであります。が、果たして所定の温度処理がされているのか。熱処理された稻わらと、これからされようとする稻わらなどが本当にきっちりと区分をされてやられているのか。こういうことについて生産者内で大変な疑問があるのでありますけれども、その点はどうなっておりますか。

○木下政府参考人 稻わらの検疫の問題について、まず私の方から御答弁させていただきたいと仰ります。中國産稻わらの蒸熟処理状況でございますけれども、まず第一に、日中両国の植物防疫官によりまして、蒸熟処理の開始に当たりましては、蒸熟処理施設への稻わらの搬入、蒸熟処理中の稻わらの温度を測定するための温度センサーの設置、蒸熟処理の開始が適切に行われたこと、それから、終了時点におましましては、蒸熟処理中の稻わらの温度記録によりまして、蒸熟処理が的確に行われたことを確認しているところでございます。また、これらにつきましては、日本に輸出されるすべての中国の稻わらについて行なわれていると

いう状況でございます。

また、これらの施設につきましては、現在十二社が所有する計四十五台の蒸熟処理庫が存在しているところでございまして、いずれも大連市甘井子区に存在し、それぞれが車で十分以内の距離にあるところから、私ども常駐三名でやっておるところでございます。

○井上(喜)委員 これは大臣に、私の地元でこういう稻わらを中国から輸入している者がおりますし、それを使っている大家畜の農家もありますので、一度これ実態をお聞きいただきたいと思うんです。建前と現実というものは大分違うと、こういうように私伺つておりまして、ぜひ一度機会をおつきりいただきたいと思います。

次に、稻わらの製品があります。例えば畳の台などから輸入されていると思うのでありますが、どの程度の輸入でありますか。去年とかおととし、数字を挙げていただきたい。

○木下政府参考人 畠床の輸入検査実績について御説明申し上げます。

平成十年で五千百トン、平成十一年で四千八百トンでございます。そのうち、中国でございますけれども、平成十年が三百二十トン、平成十一年が三百七十トンでございます。台湾でございますけれども、平成十年が三千八百トン、平成十一年が三千六百トンでございます。

○井上(喜)委員 稻わらの製品は、稻わらと同じように、口蹄疫のウイルスが付着しているおそれがあるのじゃないかと私は思っています。これは、前年の口蹄疫の発生の原因調査のときに、輸入畠など調査は全くしなかったんだですか、どうなんですか。

○木下政府参考人 稲わらあるいは麦わらが原因になっている可能性は、私ども否定をしないわけでございます。たして、いろいろな情報、お話をもとに調査をしておりま

るいはえさとして使用されていたら大変だということです。ます三戸の畜産農家を中心調査をしておりますが、三戸の畜産農家については、全くそういうものを利用されていないということは確認をいたしました。

○井上(喜)委員 畠の台については、私は通常の稻わら、えさなんかにする稻わら、あるいは敷き料による稻わらと同じような口蹄疫のウイルス付着の可能性があると思うのですが、これはどうして輸入禁止の対象にならなかったのですか。

○樋口政府参考人 まず一つは、我が国に入ってきたというんですか、これなども中国とか台湾、韓国などから輸入されていると思うのでありますが、どういうふうに私伺つておりまして、ぜひ一度機会をおつきりいただきたいと思います。それから、それ以外の稻

わらについては……(井上(喜)委員「いや、畠」と呼ぶ) 畠につきまして、中国から来ますものにつきましては、蒸熟処理されております。それ以後につきましては蒸熟処理されております。それ以外につきましては、もともと規制がかかっていませんでしたということと、その形態から、えさに使用されるということは考えられないだろうということが、採取の対象にはしていかなかったということはござります。

○井上(喜)委員 私は、畠に使う場合は蒸熟処理すると、もう使い物にならないと聞いているのだけれども、そうじゃないんですね。蒸熟処理をしたものが畠の台として使われている、こういう答弁と理解してよろしいのですか。

○木下政府参考人 中國から輸入される畠床に対する検査上の内容について御説明申し上げますと、中国産畠床の輸入については、乾燥処理施設において、八十度以上、二時間以上の消毒を実施しているというところでございます。また、同じように、蒸熟処理施設においても、八十六度以上、四分間以上の消毒というのありますけれども、蒸熟処理施設でやりますと、品質低下の問題があるということございまして、実質的には乾燥処理施設において、先ほど申し上げたような八

十度以上、二時間というような処理をしているところでございます。

○井上(喜)委員 私が生産者の方から聞いた、あるいは輸入業者が聞いたこととちょっと違うのではありません、いすれ、これは確認をさせていた

だいたいと思うのです。

次に、指定検疫物という制度がありますね。これは家畜伝染病予防法第三十八条规定のあります。これが口蹄疫のウイルスが付着をしている可能性のあるものなどが含まれているのであります。これを輸入します場合は、そういう病原体を広げるお

のないこととを確かめている、あるいはそれが口蹄疫のウイルスが付着をしている可能性のあるものなどを含めているのであります。これが確認をさせていた

だいたいと思うのです。

○井上(喜)委員 私が生産者の方から聞いた、あるいは輸入業者が聞いたこととちょっと違うのではありません、いすれ、これは確認をさせていた

だいたいと思うのです。

○井上(喜)委員 私が生産者の方から聞いた、あるいは輸入業者が聞いたこととちょっと違うのではありません、いすれ、これは確認をさせていた

だいたいと思うのです。

○井上(喜)委員 私が生産者の方から聞いた、あるいは輸入業者が聞いたこととちょっと違うのではありません、いすれ、これは確認をさせていた

だいたいと思うのです。

そこで、大臣にお尋ねをいたしますが、今の私と局長とのやりとりをお聞きになりまして、調査その他の原因究明なり、あるいは家畜伝染病予防法上の措置が本当に十分であったのかどうか、御

感想を伺いたいのと同時に、私は、原因がはつきり

りするまで中国からの稻わらとか、その製品の輸入の即時禁止をすべきだ、こんなふうに思いました。これら二点につきましての大臣の御所見伺います。

○玉沢国務大臣 まず、口蹄疫の発生源につきましては今、隨時調査しておるわけでございまして、どのようなところのウイルスと近いかというようなことが特定をされてまいりますと、感染源等も明確になつてくると考えております。

また、中国からの稻わら製品につきましては、植物防疫上の理由によりまして、我が国の植物防疫官の立ち会いのもとで一定の加熱処理がなされているものの輸入している、こういうことでございまして、口蹄疫のウイルスを死滅するのに十分な加熱処理がなされていないことを確認した上で入れるということを徹底していくたいと思っております。

○井上(喜)委員 確認といいましても、目に見えるものではないのですから、非常に難しいと思うのであります。したがいまして、今の家畜伝染病予防法の法律の体系からいいますと、そういうおそれのあるものについては禁止の処分をするわけですね、できるよう規定になつております。

本当にこれは勇断をもつてやつていただきたいと思うのであります。

これが国際的な常識なんですね。口蹄疫が発生をする、あるいは発生しているおそれがあるというような場合に、それらの付着物が入つてくる、あるいは付着して入つてくるおそれがあるというのに対して、厳格な処分をするということは国际的に認められていてあります。私は決して日本が突出したよなことにならないと思いますので、その辺はひとつ勇断をもつてお願ひをいたしたいと思います。

今、共産党の質問でワクチンで対応せいいなんといふのは、これは常識以前の話だと私は思うのですね。口蹄疫をワクチンでやるなんというのは、非常な負担を農家にかけるし、日本の畜産を、日本というのはそんな国なんだ、大家畜の口蹄疫を

ワクチンでやつているんだみたいな、そういうことを内外に宣明することがありますから、断固としてそういう措置はとつてもらいたくない。そういうことが発生しないような、根っここのところを等も明確になつてくると考えております。

また、中国からの稻わら製品につきましては、植物防疫官の立ち会いのもとで一定の加熱処理がなされているものの輸入している、こういうことでございまして、口蹄疫のウイルスを死滅するのに十分な加熱処理がなされていないことを確認した上で入れるということを徹底していくたいと思っております。

○井上(喜)委員 確認といいましても、目に見えるものではないのですから、非常に難しいと思うのであります。したがいまして、今の家畜伝染病予防法の法律の体系からいいますと、そういうおそれのあるものについては禁止の処分をするわけですね、できるよう規定になつております。

本当にこれは勇断をもつてやつていただきたいと思うのであります。

これが国際的な常識なんですね。口蹄疫が発生をする、あるいは発生しているおそれがあるといふのであります。したがいまして、今の家畜伝染病予防法の法律の体系からいいますと、そういうおそれのあるものについては禁止の処分をするわけですね、できるよう規定になつております。

○井上(喜)委員 確認といいましても、目に見えるものではないのですから、非常に難しいと思うのであります。したがいまして、今の家畜伝染病予防法の法律の体系からいいますと、そういうおそれのあるものについては禁止の処分をするわけですね、できるよう規定になつております。

加工原料乳の生産費の発表の仕方なんですけれども、今は三・五%の脂肪率を基準にして発表しているんですよ。普通、生産費といいますのは、しかじかの生産量があつたということ、これを生産するのにどれだけの費用を費やしたかということ、それを生産量で割りまして一キログラム当たり幾らというのが生産費なんですよ。ところが、加工原料乳の場合は、脂肪率が三・五より多いと、その多い部分だけ何%か生産費を下げる、コストを下げているんですよ。これは、私は生産費ではないと思うんですね。

だから、私は、発表自身はきつちりと生産費、つまり農水省の見解をお伺いしたい、そのように思います。

○松岡委員長 次に、一川保夫君。

○一川委員 私の方から、今、口蹄疫の話題が出ておりましたけれども、ちょっと一点、農水省の見解をお伺いしたいと思います。

今のお話の中にも出ておりましたけれども、感染源とかいろいろなルート関係もまだ明確にされないという状況下でござりますけれども、口蹄疫の問題というのは、家畜農家にとっては大変な課題であろうと思います。今回も宮崎を中心におこなういう話があるわけですから、口蹄疫で大きな被害を受けた農家の方々に対する一種の補償みたいな話を、どういう対策をとついくかといふことも、これを機会にいろいろと考えておくことも大事なことではないかというふうに思うわけです。

ヨーロッパ等では、海外から輸入した飼料等に

よって家畜が口蹄疫などに感染したような場合には、当該地域の対象となる家畜をすべて国が買取るというような形で、実質、その被害を補償するというふうに思うわけでござりますけれども、この点について農水省の見解をお伺いしたい、そのように思います。

○樋口政府参考人 お答えを申し上げます。

私ども国では、家畜伝染病予防法という法律がございまして、この中で、ちょっと法律用語で申しきれないんですが、患畜あるいは疑似患畜と申しきれないんですが、患畜あるいは疑似患畜と申しきらいまして、この中で、ちゃんと法律用語で申しきらいというものが生産費なんですよ。ところが、加工原料乳の場合は、脂防率が三・五より多いと、その多い部分だけ何%か生産費を下げる、コストを下げているんですよ。これは、私は生産費ではないと思うんですね。

だから、私は、発表自身はきつちりと生産費、つまり農水省の見解をお伺いしたい、そのように思います。

○樋口政府参考人 お答えを申し上げます。

私がおつしやっているヨーロッパの国と、このところも、恐らくそういう補償の制度を持つておられます。ところどころではなかなかうかと思つておりますが、恐らくそういうものはあるのじやないかと思います。

先生がおつしやっているヨーロッパの国と、このところも、恐らくそういう補償の制度を持つておられます。ところどころではなかなかうかと思つておりますが、恐らくそういうものはあるのじやないかと思います。

○一川委員 法制度的にそういうことが予定されているということであれば、その運用につきまして的確な対応をお願いしておきたい、そのように思つております。

○一川委員 法制度的にそういうことが予定されれているということであれば、その運用につきまして的確な対応をお願いしておきたい、そのように思つております。

それでは、加工原料乳法案に関連しての問題について、幾つかお尋ねしたいと思います。

もう既に何回か話題に出ていることもありますけれども、今回の改正案、牛乳、乳製品に関する自給率をしつかりと向上させていくとともに、酪農なり乳業に關係する健全な育成と

よって家畜が口蹄疫などに感染したような場合には、当該地域の対象となる家畜をすべて国が買取るというのを設定しているわけです。その達成に向けて、当然ながら、関係者一丸となって取り組む必要があるわけでございますけれども、その中で、牛乳、乳製品の自給率目標というものは七五%というふうにセットされておりますね。平成十年度現在では七一%だというふうに聞いておりますけれども、平成二十一年度の目標は七五%に置いているわけでございます。この食料自給率目標あるいは生産努力目標といったようなものを具体的にどうしていくかということがポイントになるわけですから、その具体的なところについてお聞きしたい、そのように思います。

○樋口政府参考人 お答え申し上げます。

お話をございましたように、三月の閣議決定で、平成二十一年度の牛乳、乳製品の食料自給率目標は七五%とされております。この中で、牛乳、乳製品の消費につきましては、まず趨勢をベースといたしまして、そこから需給バランスを適正に回復しようということが一つ、考量事項になります。それから、食べ残しや廃棄の量を減らそうということで、それらを考慮に入れました望ましい食料消費の姿を描きまして、千三百十八万トンが消費量にされております。

他方、生乳の国内生産につきましては、品質や生産性の向上など関係者が取り組むべき課題、例えば、乳量をアップするとかそういうことを課題と掲げて、その到達可能な水準でござります生産努力目標として、九百九十三万トンということにされておりとところでございます。こういう生産努力目標を実現するためには、我が国の畜産が抱えておりますコスト面での問題や、規模拡大を図る上で、先ほどからも議論になつておりますが、長時間の労働あるいは家畜排せつ物の処理の問題等々を解消する必要があると考えております。

具体的な数値で申し上げますと、飼養、搾乳技術の高度化ということで、一頭当たりの乳量増大等によりまして一割程度の生産コストを低減する、あるいは酪農ヘルパー等支援組織を活用して

労働を軽減していく、それから、家畜排せつ物の適正な管理、有効利用等について関係者が一体となって取り組んでいく、こういうことが必要ではなかろかと思っております。

○一川委員 次に、加工原料乳の生産者の補給金制度の問題について、若干お伺いしたいと思いま

す。今回の改正では、これまでの不足払いによる算定方式を改めまして、先ほど来、話題に出ていますが、市場実勢が生産者サイド的に確に伝達されると、そういう仕組みを導入しようとしているわけでございます。当然ながら、こういった制度の改正に伴って、生産者の努力が報われるような制度に持っていくべきであるというふうに思いましたし、また、意欲が喚起されるような制度にもしなければならないわけでございます。一方では、生産者の所得の変動というものが余り大きくあってはまずいという感じもいたします。そういう面では、円滑にそういう制度に切りかえていくといふことが非常に大事なことであろうと思っております。

そこで、今回の新しい改正でいった場合、生産費等の動向を基本にしまして、毎年度あらかじめ算定される補給金単価による助成方式に切りかえていくわけでございますけれども、現行の生産者の手取りといふものが大幅に変動していくことにに対する心配というのが先ほど来いろいろと出ております。初年度の単価について、政府の方でどのような基本的な考え方で取り組もうとしておられるのか、そのあたりのところをまずお聞かせ願いたいと思います。

○樋口政府参考人 基本的な考え方という御質問でございましたので、二つお話をさせておきたいと思います。

一つは、法律の規定にもございますが、生産される生乳の相当部分が加工原料乳であると認められる地域、具体的には北海道でございますけれども、これの生乳の再生産を確保することを目指して定める。その場合に、加工原料乳の取引価格の

みではそういう地域での生乳再生産の確保は困難だということを前提に、一定の単価による補給金を交付する。つまり、再生産の確保を前提に一定の単価を決定するといふことが一点でございます。

それから、今回、制度改正があるわけでございまが、基本的に法律の趣旨なりについては変わらない部分もございます。したがいまして、単価による設定をする場合に、制度が円滑に移行することを配慮しつつ設定をする、この二点を基本的な考え方方に据えて決定をしていくということを考えております。

○一川委員 その場合、補給金の単価の問題、一応、基本的には毎年度決定することになっているわけでございますけれども、先ほどちょっと指摘しましたように、生産者側にとっては、経営を

しっかりと安定させながら経営構造の改善をしていかたいというのは当然あるわけですから、毎年余りころころと変わるというような雰囲気ではなかなか意欲も出てこないということもなりますので、ある一定期間そういう単価みたいなものが非常に大事なことではないかと思うのです。そのあたりに対する考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○樋口政府参考人 お答え申し上げます。

お話をございましたとおり、生産者のサイドからは、ころころ変わるかどうかは別といたしまして、要するに、安定的に、先の見通しがつくといいます。

○樋口政府参考人 お答え申し上げます。お話をございましたとおり、生産者のサイドからは、ころころ変わるかどうかは別といたしまして、要するに、先の見通しがつくといいます。

○樋口政府参考人 お答え申し上げます。

一つは、法律の規定にもございますが、生産される生乳の相当部分が加工原料乳であると認められる地域、具体的には北海道でございますけれども、これの生乳の再生産を確保することを目指して定める。その場合に、加工原料乳の取引価格の

ございまして、その二つの観点から、相互を勘案したらどういう方式がよからうかということで検討が行われております。

乳製品・加工原料乳制度等検討委員会というところでこれは検討されたわけでございまして、その検討の結果が、前年度の助成単価に生乳の生産条件、生産費、乳量等の変動率を乗じる、しかも、その変動率を一定の期間とりまして、平均的な形で計算をしていて安定的なものにする、そういう移動三年平均方式をとるということでおきます。

それから、今回、制度改正があるわけでございまが、基本的に法律の趣旨なりについては変わらない部分もございます。したがいまして、単価による設定をする場合に、制度が円滑に移行することを配慮しつつ設定をする、この二点を基本的な考え方方に据えて決定をしていくことを考

みでございます。したがいまして、その二つの観点から、相互を勘案して、民間団体からもおおむね了解をちょうだいしているところでございます。

○一川委員 最後に、WTOの絡みでちょっとお話ししたいわけです。

これほどなたの答弁が適当か、場合によつては大臣にお願いしたいわけですねけれども、WTOの次期交渉、これら本格的に開始されようとしております。当然ながら、今各国ともその対応でいろいろと対策をとつていてる時期でございまして、特に今回の乳製品の問題でござりますけれども、ローラップをするための体制整備といったようなことがあります。そこで、現時点でどのようなことをおられるのか、説明を願いたいと思います。

○樋口政府参考人 これは大変大事なといたしますか、重要な地位を占める仕組みだと思っておりまして、その点につきましても、お話をございましたような御意見はございました。

○樋口政府参考人 これは大変大事なとありますから、重要な地位を占める仕組みだと思っておりまして、その点につきましても、お話をございましたような御意見はございました。

お話をございましたとおり、生産者のサイドからは、ころころ変わるかどうかは別といたしまして、要するに、安定的に、先の見通しがつくといいます。

○樋口政府参考人 お答え申し上げます。

お話をございましたとおり、生産者のサイドからは、ころころ変わるかどうかは別といたしまして、要するに、先の見通しがつくといいます。

○樋口政府参考人 お答え申し上げます。

一つは、法律の規定にもございますが、生産される生乳の相当部分が加工原料乳であると認められる地域、具体的には北海道でございますけれども、これの生乳の再生産を確保することを目指して定める。その場合に、加工原料乳の取引価格の

ございまして、その二つの観点から、相互を勘案したらどういう方式がよからうかということで検討が行われております。

乳製品・加工原料乳制度等検討委員会というところでこれは検討されたわけでございまして、その検討の結果が、前年度の助成単価に生乳の生産条件、生産費、乳量等の変動率を乗じる、しかも、その変動率を一定の期間とりまして、平均的な形で計算をしていて安定的なものにする、そういう移動三年平均方式をとるということでおきます。

それから、今回、制度改正があるわけでございまが、基本的に法律の趣旨なりについては変わらない部分もございます。したがいまして、単価による設定をする場合に、制度が円滑に移行することを配慮しつつ設定をする、この二点を基本的な考え方方に据えて決定をしていくことを考

みでございます。したがいまして、その二つの観点から、相互を勘案して、民間団体からもおおむね了解をちょうだいしているところでございます。

○玉沢国務大臣 委員も御承知のとおりでございますが、農業交渉は、協定に従いまして、農業協定第二十条によりまして三月からスタートしたわけでございますが、今後三年以上は交渉にかかるものと思われます。

そういう中で、つい最近、議長、副議長が選出されたばかりでございまして、そのもとで、つまり、一般的な提案等について本年は各国からの提

案が行われると思うわけでございますが、具体的な品目ごとの交渉といいますのは、まだ時間がかかるものと思われます。そういうところでございまして、協定上は本年までございますので、要するに、交渉期間中は現在のままのものがそのまま継続されるということになっておるわけでございます。

したがいまして、新しい協定をつくる際におきましては、我々としましては、引き続き乳製品におきましては、所要の国境措置と国家貿易のもと、我が國酪農、乳業の持続的な発展を確保するよう最善の努力を図る、こういう考え方で臨んでまいりたいと思っております。

個別にはこれから具体化しますけれども、今申し上げた方針によって対処していく、こういう考え方でございまして、御理解をいただきたいと思います。

○一川委員 以上で終わります。ありがとうございました。

○松岡委員長 次に、菊地董君。

○菊地委員 杜民党・市民連合の菊地でござります。

最初にお尋ねしたいことは、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法が昭和四十年に制定されましてから三十五年が経過をいたしまして、今日その法案の骨格を見直す改正を行おうとしているのでありますけれども、引き続き暫定措置法とする理由は何かということをごいきます。

食料・農業・農村基本法に基づく基本計画では、牛乳、乳製品の自給率の向上を掲げており、当然、乳製品向けについても国内の供給量をふやしていくことを目標としているわけがあります。このためには、むしろ暫定措置法ではなく恒久法として位置づけを図るべきではないかと思うのですが、いかがでありますか。

○玉沢国務大臣 二十四年も暫定措置法でございましたけれども、それはそれなりに大きな役割を果たしてきた、こう思っておるわけでございました。

今回の法律に基づく措置は、酪農の生産性向上や乳業の合理化の進展等によりまして加工原料乳の不利を補正する必要がなくなり、また、乳製品の国際競争力が強化され、輸入についての調整措置を必要としなくなるまでの間の暫定的なものと位置づけられております。

現状では、加工原料乳の不利を補正し、かつ乳製品の輸入調整措置を講ずることが必要であると考えられるところから、改正法案におきましては、引き続き加工原料乳の生産者補給金の交付、農畜産業振興事業団による指定乳製品等の一元的な輸入等の措置を暫定的に講ずることとしたとしているところでございます。

○菊地委員 次に、乳製品の過剰在庫の解消の問題についてお尋ねしたいと思います。

現行法を市場実勢を反映した制度へと改革するに当たりまして、牛乳、乳製品の需給の安定は最も重要な課題でございます。既に先行しております

米の市場取引に見られるように、過剰在庫を抱えたままでの市場取引への移行では、取引価格の低下を招き、不安定な取引となるおそれがあるわけであります。特に乳製品のうち脱脂粉乳は、需給は逼迫して推移し、バターは適正在庫水準を上回り増大傾向にあります。去る四月十九日に行われたペイロット市場での入札状況では、脱脂粉乳は高値で落札されました。しかし、バターは応札ゼロという結果と聞いております。このままの状態が続いていくとすれば、新制度のもとでの加工原料乳の取引価格の低下を招く要因となるのではないかと、生産現場では大きな不安を持つているわけであります。

乳製品の在庫状況はどのようにになっているのか、このことについて政府としてどのように認識しているのか、お伺いしたいと思います。

また、新制度のもとでの取引価格交渉においては重要な課題になってくるわけであります。政

府としてどのような措置を講じようとしているのか、その役割について、農畜産振興事業団の任務として調査権を強化すべきと考えるわけであります。ですが、あわせて御見解をお伺いしたいと思います。

○桶口政府参考人 二つお答えを申し上げます。

一つはまずバターにつきましてですが、お話をございましたように、平成十年度以降、生産の方が堅調に推移をする一方で、需要の方は業務用を中心として低下をしていきました。これによりまして、既に御承知のとおり、在庫は増加傾向で推移しております。私どもとしても、これは解決をしないといけない課題の一つでなかろうかと思っております。

このため、まず生産段階におきましては、需要がこのところ増加をしてきております生クリームの生産を拡大するということで、バターの方の生産を小さくしていくということをございます。それから、生乳につきまして、広域需給調整をきっかけとすることで余乳が出てくることを防ぐ方法の骨格を見直す改正を行おうとしているのでありますけれども、引き続き暫定措置法とする理由は何かということをごいきます。

それから、片方、消費の方は、現にたまつてやっているのがございますので、消費の方を緊急に拡大する必要があろうかということで、乳業者と生産者が一体になりまして、自主的にそういう取り組みをしようじゃないかということをございます。

それからもう一つは、事業団の調査権限でございましたが、既に事業団は、先ほども御紹介ございました調査の権限を持っておりますので、むしろ、バター在庫の緩和対策を講じようとしているのか、お伺いしたいと思います。

ちっと把握して正確に伝えるためには、必要があるべき調査内容の見直しはやろうじゃないかということで、そこは念頭に置いております。

○菊地委員 我が国の牛乳、乳製品の自給率は、一九六五年に入六%あったものが、一九九七年には七一%までに低下し、基本計画では、二〇一〇年度の目標を七五%としているわけであります。牛乳、乳製品の自給率の向上を図るには、輸入飼料である濃厚飼料への過度の依存という我が国酪農の現状のとどでは、飼料自給率の向上と結びつけて行わない実現できないわけであります。

そこで、基本計画では、日本型の草地酪農の推進や転作田などにおける飼料作物の作付拡大による飼料自給率の向上を目指しておるわけであります。ですが、現状の我が國酪農が濃厚飼料多消費型となっている状況のとどで、これをどのように位置づけ、どのように実現していくかとしているのか、お伺いいたします。

○桶口政府参考人 自給飼料の増産ということでございますが、これは、飼料自給率を向上するといふことはもちろんでござりますけれども、飼料費の低減や畜産環境問題の解決という観点からいふことはもちろんでござりますけれども、飼料も、還元用草地の確保が可能となるということです。そこで、農家の経営上大変なメリットになるんじやないかと思っております。

したがいまして、私どもとしては、本年四月に飼料増産推進計画というのを公表いたしておりまして、この中で、一つは転作田等既耕地の活用等々というのが一点、それから優良品種の開発、普及等による单収の向上、あるいは中山間地域の耕作放棄地や野草地の活用等々の取り組みといふことで、草資源に立脚した酪農を振興しようがないかということで取り組むことになつて、今、各県あるいは市町村の地方段階でも、こういうことを踏まえた飼料増産推進計画を策定してもらうということでお願いをしております。

ただ、これは計画をつくつただけではだめでございまして、具体的に推進しないといけないといふことで、近日中に行行政、農業団体関係者にこ

ぞつて集まつていただき、飼料増産戦略会議を開催いたしまして、自給飼料増産のメリットとか重要性を本当に知つてもらつて増産に向けた機運を盛り上げよう、あるいは、関係部局と団体と連携して、どうしたら畜産農家へ土地利用集積できるかという具体的な作付拡大の促進、それから、普及セントーとか試験研究機関等が一体となつて地域の実情に応じた飼料増産のためのきめ細かな指導を行う、そういう具体的な方策をとつていくことで今、展開をしようということになつてゐるところでございます。

○菊地委員 我が国の酪農は、旧農基法以来の長年の努力で、專業かつ規模の大きい酪農家が大宗を占める農業構造の実現という意味では、既にヨーロッパをしのいでいると言われているわけであります。しかし、その反面、担い手の育成、確保、畜産環境の深刻化、輸入飼料への過度の依存、乳業の再編合理化のおくれ、価格が硬直的であることなどに伴う問題が指摘されているわけでございます。

そこで、担い手対策、經營継承の問題についてお伺いしたいと思います。

酪農からの經營離脱農家は年々減少してきており、平成八年、九六年の数字では、千七百戸になつておると聞いております。しかし、小規模飼養層を中心に、今なお離脱が続いているわけでござります。牛乳生産量の確保や地域振興、また後継者不在の優良農地や施設の活用という視点から、その円滑な継承を図ることが極めて重要な課題であると思ひます。その結果、本年度予算に九億五千四百万円が計上されていてあります。この日本型畜産經營継承システムが検討され、昨年一月、日本型畜産經營継承システム検討委員会が設置され、八月にはその報告書がまとめられたと聞いております。その結果、本年度予算に九億五千四百万円が計上されておりますが、つきましては、この日本型畜産經營継承システム確立のための予算措置の具体的な内容と今後の取り組みについて、お聞かせ願いたいと思います。

午後二時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時五十五分休憩

午後二時五分開議

○松岡委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、砂糖の価格安定等に関する法律及び農畜産業振興事業団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として農畜産業振興事業団理事長山本徹君の出席を求め、意見を聴取し、政府参考人として農林水産省構造改善局長渡辺好明君、農林水産省農業園芸局長木下寛之君、農林水産省畜産局長樋口久俊君及び農林水産省食品流通局長福島啓史郎君の出席を求める。説明を聽取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○松岡委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○松岡委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。鉢呂吉雄君。

○鉢呂委員 午前中に引き続きまして質問をさせていただきます。まず、これまでの修正が超党派で成立をいたしました。

国内の食料の安定供給のために、国内の農業生産の増大を基本としてこれを行っていくということがございました。まず、これに対する大臣の御認識なり評価をいただきたい、このように思いました。

○玉沢国務大臣 基本計画におきましては、食料

・農業・農村基本法の理念に基づきまして、我が国の食料生産が安定的に供給できるように、消費者の皆さんにも安心して安全な食事ををしていただきたいことを目標としまして、自給力を向

上せしめ、自給率を十年後には四五年まで上げる、こういう目標を立てまして、その目標達成のために各般の施策を進めていく、これが最も大事なことであると思います。

○鉢呂委員 大臣も御案内のとおり、当初は国内の農業生産を基本とし、いってみれば非常に抽象的でした。中川前農水大臣も、現実的なものとして自給率を大きく向上させることはなかなか難しかったと仰いました。

しかし、やはり具体的に明記をすべきであるといふことで、国内農業生産を増大ということを入れたわけであります。増大といった場合には、個々の農産物についてそれが増大できる要素を持つといふことで、当然それは増大をさせていくという考え方でよろしいかどうか、まず、そこをお聞きいたしたいと思います。

○玉沢国務大臣 農業の生産を増大させるという上におきましては、いろいろな課題を解決しながら進んでいかなければならない、このように思っています。鉢呂委員、午前中に引き続きまして質問をさせていただきます。

まず、午前中にもお話しをさせていただきましたけれども、昨年、法制化をいたしました新しい基本法の国会審議過程におきまして、三つの修正が超党派で成立をいたしました。

国内の食料の安定供給のために、国内の農業生産の増大を基本としてこれを行っていくということがございました。まず、これに対する大臣の御認識なり評価をいただきたい、このように思いました。

○鉢呂委員 今大臣は、農業の生産をするための基盤として、農地の確保、担い手、技術、多面的

な機能を含む農村全体の基盤というものに言及されました。今回、甘味資源作物、いわゆる砂糖の原料となる作物についてであります。私は北海道でありますから、てん菜に絞つてお話をさせていただきます。てん菜の北海道における位置づけは、大臣も御案内のとおり、昔はてん菜の葉っぱを見てホウレンソウかと言つた人もいたのでありますけれども、極めて北海道に限定をされております。しかしながら、安定した寒冷地作物として定着しております。

数字的にお話をさせていただきますけれども、畑作農業でありますから、これは畑作の輸作体系にのつとつて作付をする。北海道では、昭和四十年代は五万三千ヘクタール、てん菜です。昭和五十年代、六万四千ヘクタール程度。昭和六十年代は七万ヘクタールと非常に順調に伸びてきて、まだ安定をしておる。昭和六十年代から平成九年まで行つたんですねけれども、今日、六万八千ヘクタールと若干漸減のような状態であります。

一方、大臣も御案内のとおり、北海道の広大な普通畑作面積は四十万五千ヘクタールあります。てん菜の七万ヘクタールというのは普通畑のはば一七%程度ということでございます。北海道のいろいろな調査がありますけれども、純粋な生産力からいえば七万ヘクタール以上作付できる。

いわゆる輪作作物ですから、豆類あるいはバレイシヨ類、小麦類、麦類、そしてこのピート、てん菜、この四つないし五つが輪作体系に乗っておる

されまして反当収量も伸びていかななければなりません。それから、担い手も確保されていかなければなりません。また、多面的機能が農業において十分に發揮されまして、農業の基盤であるところの農村がしっかりと建設をさせていくといいますが、これが最も大事なことであると考えております。

○鉢呂委員 今大臣は、農地の確保、担い手、技術、多面的

のについてはこれを最大限追求していくという方針だらう、それが昨年の新しい基本法の最も核心的な意味合いだらうというふうに思います。

この実際の基本計画、先ほど大臣が言いました農地の確保、担い手あるいは技術革新、さまざま

な問題がありますけれども、これのどれをとつてもてん菜はきちんとクリアをしておる、ないしは現実的にクリアできる作物である。この中で、こ

ういっただものにあるのか、大臣に御答弁を願いたいと思います。

○玉沢国務大臣 てん菜が北海道における非常に重要な作物であることは十分認識をいたしております。しかししながら、最近における砂糖の消費が、加糖調製品との差もございまして余り伸びてない、これが一つ。

それから、やはりユーチャーの方からは、外国との価格差がかなりありますので、これを下げてもらわなければ消費が拡大しない、こういうような要望等があるわけでございます。今回の法改正は、少なくとも加糖調製品と同じぐらいのところまでは持つていまして、消費の拡大を図るといふことを目標といたしておるわけでございます。

が、やはり消費が拡大をしなければ、幾ら生産面において面積で可能性があるとしましても、これは過剰になつてしくだけございまして、極めて硬直的なことになつていくのではないか、こういうふうに認識をいたしておるわけでございます。

ちなみに、平均輸入価格は、キロ当たりにおきまして、外國から入つてくる場合は二十円であるが、我が国におきまして、売り戻し価格は、例えばてん菜の場合は九十二円である、こういうようなことを見てまいりましても、相当の格差があるわけでございますから、十年後、七万ヘクタールでほとんど変わっていないのじゃないかといふ御指摘ございましたが、趨勢からいいますと、現

現状維持的な七万ヘクタールという目標を定めておるわけでありますけれども、私は、先ほど前段計画、これは、平成二十二年、十年後についても

の、生産力を伸ばせる、伸ばす余地が十分あるものでございましたが、その意味では作付増が可能である。ところで、今回、大臣も御案内のとおりの基本計画、これは、平成二十二年、十年後についても

よつて現状維持、こういうような数字を出したものと思われます。

○鈴呂委員 大臣が思われますではちょっと困るんですけども、砂糖の消費の減少を言われました。全体としても砂糖の消費はなかなか問題があるというのは、この基本計画の「望ましい食料消費の姿」というところにも出ておられます。例えば、現状、平成九年度二百六十六万トンを、平成二十二年は二百五十五万トンでございます。しかし、その内訳として、加糖調製品を除けば、三百三十六万トンから二百五十万トン、むしろ増加をさせていくという計画をつくっておるのであります。

大臣、今、砂糖の消費の減退、あるいは国内産でん菜糖の消費の姿、こういふものを勘案しても、需給の動向、あるいは砂糖自体の絶対的な減少を勘案しても、これで米のように国内自給が一〇〇%になっておる、あるいは一〇〇%を超えるような事態であるということであればわかりますが、たしかに三〇%程度という中で、需給の状況等を勘案しても伸びる、生産力を持つておる北海道の基幹的な作物、世界的にもてん菜はいわゆる寒冷地の重要な砂糖の原料になつておるわけであります。この伸びる余地の十分あるものについて国内生産を増大させる、これによつて国内の食料の消費を賄つていくんだ、この基本精神からいへば、農水省としての最大の目標値を定める場合のやはり真剣中の議論があつて、そこで定めた余地は私は十分あつたと。

確かに、農水省の事務当局は盛んにそれを言つてまいりました。大臣が言いますように、五年ごとに砂糖の生産目標面積 目標生産費を定める、これは九月にやられるんですねけれども、この時点では七万ヘクタールを六万八千ヘクタールに、これは五年後でありますけれども、そう去年の九月に位置づけたわけであります。私は、基本法のありの国内農業生産の増大、いうものを国会で修正しました、その修正した大きな、重要な位置づけをきちんと踏まえておらないのではないかと去年も盛ん

に農水省さんに言わさせていただきました。

私は、今回の基本計画の七万ヘクタール現状維持、国内農業生産を増大させるという大きな基本法の意味合いからしたら、やはり安易過ぎるのではないか。何も私は言葉じりで言うわけではありません。需給の問題の難しさもよくわかります。しかし、その中においても、これをどのように増大させていくのか、この真剣な議論といいますが、そういうものが無いのではないか。この点について、大臣の御答弁を願います。

○玉沢国務大臣 生産を上げていくと、積極的な観点から、先ほどは、技術的に可能であるものは反収量を上げる、こういうことを申し上げただつおりでございますが、例えば、このてん菜糖等におきましても、糖質を現在よりも例えば一上げ〇%になつておる、あるいは甘藷糖によってますと、これは砂糖の生産量につながるわけでございます。十一年後に七万ヘクタールであつても、糖質を上げるといふことが、可能性が出てまいりますならば生産量は上がっていく、私はこういうように認識をいたしております。私が伸ばしていくためには、どう判断できないものがあると思います。

○鈴呂委員 私は、面積とか糖分とかということではなくて、基本的な問題として、現状は自給率は、三四%は十分クリアしています。平成九年ですから三三%の砂糖の自給率になつてしまつても、将来も、ですから三四%、十年後ですね。

この自給率というものが七割、八割行つているのでは、三三%は十分であります。だから、それはもう飽和状態だということです。現状の面積の中で糖度を上げるという、品種改良などの努力の中でもつっていくことはあるうと思ひます。

しかし、この三三%ないし三四%というものの自給率を、全体としてでも四五%上げなければならぬ。さらに、輸出面積が飽和状態であればいいのですけれども、十分に輸出体系にも面積の余力はあ

る。そういう中で、やはりこれはきちっとした、もつと血の出るような議論が重ねられて、そこから出た問題ではないのではないか。もつと自由率を上げるための、全体の、糖度を上げると

いったそんな矮小化されたことではなくて、三四%をさらに三五なり四〇%にも上げていくという余力はある、そういう議論がなされておらないのではないか、こう思はざるを得ないわけであります。大臣、どうでしょうか。

○玉沢国務大臣 自給率が三四%であつて、これを八〇%まで上げるために、どういうような問題をクリアしなければならぬか。これは、国際価格と我が国のてん菜糖が少くとも同等、ないしは多少それよりも多いというようなところまで行かなければ、とてもそれは無理である。

現在は、御承知のとおり、安い砂糖を輸入しますが、その中から調整金を取つて、その調整金をもっててん菜糖あるいは甘藷糖に回して、再生産を可能ならしめるような価格にして国内で売つておるわけですから、もしそうちの制度がなくなつてしまえば、とても現在七万ヘクタールその他の生産も確保できないということは、委員も御承知であると私は思うわけでございます。

生産も確保できないということは、委員も御承知であります。大臣、私もこの価格制度については、越えて、国内の農業生産力、自給力のある作物について、これをいかに伸ばしていくのかという観点で、やはり今回の自給率というものを設定してほしい。このことを申し上げておく次第でござります。

ですから、こういうリンクした状態を乗り越えて、あるいは内外価格差というものの問題点を乗り越えて、国内の農業生産力、自給力のある作物について、これをいかに伸ばしていくのかという観点で、やはり今回の自給率というものを設定してほしい。このことを申し上げておく次第でござります。

○鈴呂委員 大臣、わざにならなくてよいらしいのです。大臣、問題は、内外価格差をもつて、これがなかなか國內産を使えないということを前提とするならば、去年の基本計画の、国内生産の大をして国内の食料の安定供給を図る、この大前提出が崩れるわけであります。もちろん、大変な努力が必要だということはわかります。しかし、国内で生産力のあるものについて、これを少しでも増大させながら、その自給率を高めるということは北海道に限定されておるわけでございますし、

の必要性をうたつておるわけです。

内外価格差を言うのであれば、日本の国内で農業生産をする者はほとんどゼロになつてしまつて、あるいは、今の輸入し言わなければなりません。あるいは、今の輸入した砂糖によって、それに関税をかけて、その調整金で国内の農業生産の価格が維持されておる。そのことを言うのであれば、これまで、まさにそのことがあるから、なかなか伸ばせない。いわゆる輸入砂糖に調整金、その調整金を財源として国内の農業生産の価格を維持する。こういうリンクした中でなかなかそれを増大させることができない。これが農水省事務当局の本音なんですよ、後から質問していきますけれども。

ですから、こういうリンクした状態を乗り越えて、あるいは内外価格差というものの問題点を乗り越えて、国内の農業生産力、自給力のある作物について、これをいかに伸ばしていくのかという観点で、やはり今回の大前提出をもつててん菜糖あるいは甘藷糖に回して、再生産を可能ならしめるような価格にして国内で売つておるわけですから、もしそうちの制度がなくなつてしまえば、とても現在七万ヘクタールその他の生産も確保できないということは、委員も御承知であると私は思うわけでございます。

生産も確保できないということは、委員も御承知であります。大臣、私もこの価格制度については、

甘蔗糖の方は九州から沖縄まで、それぞれある程度地域的に限定をされておるわけでございますのうような形にはなかなかないのじやないか。で、その中で、いわゆる相対で価格を決めるといふ点からいいますならば、最低価格を設定しまして、それ以下にならないようにしていくところが安定した生産につながっていくのではないのか。こういう判断でございます。

○鈴呂委員 今大臣は、相対価格で生乳等は決めると言いましたけれども、生乳等は市場価格に移行するということですね。（玉沢国務大臣）「市場です」と呼ぶ。今そういうふうに答弁されましたから、そうではなくて市場でやるのですね。（玉沢国務大臣）「そうです」と呼ぶ。

今回、この甘味資源作物については、政府が、国が最低生産者価格を決める。農水省の農政改革大綱で、大きな柱で畑作について、価格が激変したときの緩和措置として経営安定対策というものを、品目ごとでなくて畑作全体としてとつていての考え方述べられているだけに、この甘味作物について、地域が限定しておるからといふことでこういう従来どおりの方式をとるといふのは、畑作全体のことを考えてもやはり問題がある。もっと違う理由があるのでないですか。地域が限定しているからとれないということですか。

○玉沢国務大臣 地域が限定されていると同時に、やはり市場といふものがなかなか形成しがたいと思います。いろいろと議論はあるかと思いますけれども、それよりも最低価格をきちっと決めておいた方が砂糖の生産においてはよりメリットがある、こう考えておるところであります。

○鈴呂委員 生産者においては、何も限定されておるということではなくて、むしろ、輸入調整金との関係で、それとリンクした形で生産者にその調整金がいわゆる奨励金として支給される、その問題が極めて大きいという形で市場に移行できない。大臣がうなずいてもらつたら困るのであります。

そこで、算定方式の方に移ります。最低生産者価格については、「現行価格を基に、国産糖の価格の変動率や生産コスト等の変動率を反映しつつ、生産者の所得確保に十分留意して算定すること」、こう書いてあるわけであります。皆さん、農水省が新たな砂糖・甘味資源作物大綱を昨年の九月に打ち出しておるわけありますけれども、ここでは「甘味資源作物生産者の所得の確保」という形で、「甘味資源作物の生産者が安心してその生産活動に従事できるように最低生産者価格制度を維持することとする」ということで、「生産者の所得確保に十分留意して算定すること」、こう書いてある書きぶりであります。

○玉沢国務大臣 最低生産者価格の算定につきましては、甘味資源作物の再生産と生産者の所得確保に十分留意していきたいと考えておるわけでござります。

算定方法につきましては、具体的には総括政務次官からお答えをさせていただきたいと思います。

○鈴呂委員 算定方式は私の方から言います。国産糖価格の変動率を五〇%、そして、生産コストについて五割見ることによっておるのを講ずることができます。

さらに、これはてん菜糖もありますが、サトウキビもちょっと申し上げますと、家族労働費が生産費の大きな部分を占めているという実態を考慮いたしまして、生産コスト等の変動率を緩和して算定いたします。

また、算定の状況によりましては激変緩和措置を講ずることができることとしておるところであります。

○鈴呂委員 申しわけないのであるけれども、それは私も掌握している、皆さんの、農水省から出でます。それが、生産者の所得確保に十分留意することと、この算定方式の中で、どこで見ることになるのですか。そこをお答え願いたいと思います。

特に、国産糖の価格の変動率を五割見ることによるので、これは午前中の加工原料乳も同じなんですよって、これは午前中の加工原料乳も同じなんなります。重要な要因によって一定の価格というものを考慮したいと思います。

どうも、私はそういうふうに理解しております。そこで、所得確保というものを十分考える、しかしながら、生産者と糖業メーカーとの関係は、市場制に移行するのであれば、市場原理に移行するのであればやはり移行する、その中で、それが対するどういった価格支持政策を考えるのか、そういう形で横並びの方式をとるべきであるこのように考えております。

そこで、算定方式の方に移ります。最低生産者価格については、「現行価格を基に、国産糖の価格の変動率や生産コスト等の変動率を反映しつつ、生産者の所得確保に十分留意して算定すること」と、こう書いてあるわけであります。皆さん、農水省が新たに砂糖・甘味資源作物大綱を昨年の九月に打ち出しておるわけありますけれども、ここでは「甘味資源作物生産者の所得の確保」という形で、「甘味資源作物の生産者が安心してその生産活動に従事できるように最低生産者価格制度を維持することとする」ということで、「生産者の所得確保に十分留意して算定すること」、こう書いてある書きぶりであります。

○谷津政務次官 最低生産者価格の算定につきましては、これまでの農業パリティー指数を基準とした方式を改めまして、前年生産価格に国内生産糖価格の変動率と生産コスト等の変動率を乗じて求める算定方式であります。前年生産度を維持するための算定方式であります。

その際、生産者の所得と再生産を確保するため、制度の運用に当たりましては、まず、前年生産度を維持することとする。これは法律の条文といささか異なるのではないか。ここでは「甘味資源作物生産者の所得の確保」という形で、「甘味資源作物の生産者が安心してその生産活動に従事できるように最低生産者価格制度を維持することとする」ということで、「生産者の所得確保に十分留意して算定すること」、こう書いてある書きぶりであります。

○谷津政務次官 最低生産者価格の算定につきましては、甘味資源作物の再生産と生産者の所得確保に十分留意していきたいと考えておるわけでござります。

算定方法につきましては、具体的には総括政務次官からお答えをさせていただきたいと思います。

○鈴呂委員 算定方式は私の方から言います。国産糖価格の変動率を五〇%、そして、生産コストについて五割見ることによっておるのを講ずることができます。

さらに、これはてん菜糖もありますが、サトウキビもちょっと申し上げますと、家族労働費が生産費の大きな部分を占めているという実態を考慮いたしまして、生産コスト等の変動率を緩和して算定いたします。

また、算定の状況によりましては激変緩和措置を講ずることができます。

○鈴呂委員 申しわけないのであるけれども、それは私も掌握している、皆さんの、農水省から出でます。それが、生産者の所得確保に十分留意することと、この算定方式の中で、どこで見ることになるのですか。そこをお答え願いたいと思います。

大綱の具体化の中さらに、新制度への円滑な移行、生産者の所得と再生産を確保するため、算定の状況で激変緩和措置を講ずることができる。これはほかの作物も同じように、このように言つておるのでありますけれどもなぜかこの甘味資源作物だけは経営安定対策がまだ具体化をされておりません。どう具体化をする考えがあるのか、どういった制度を考えておるのか、詳しくお述べ願いたいと思います。

○谷津政務次官 それは先生、最低生産者価格がありますから、そこで保証されているということです。

○鉢呂委員 そうしますと、この大綱の具体化で述べておるいわゆる激変緩和措置というのは最低生産者価格での措置ということで理解をしていいのかどうか。

○谷津政務次官 その御理解で結構でございま

す。

○鉢呂委員 國際糖価の平準化、円滑な價格形成の状況に配慮する、こうも述べておるのでされども、これはどの部分で價格に反映をするのか、これを御答弁願いたいと思います。

○谷津政務次官 それでは、私の方からお答えいたしました。

国内産糖價格の変動率につきましては、算定期間中の為替や海外の粗糖價格の変動による粗糖の輸入價格による影響、それから、關稅率の引き下げ及び調整金の人為的な引き下げの影響を除く形で国内産糖價格を算出したしまして、その変動率を適用することなどを考えておるところであります。

○鉢呂委員 新たな政策大綱では、生産者の所得確保の②として、價格算定について、生産者の生産性向上、品質向上の努力を促進し、かつ努力が報われる仕組みをつくる、こう述べておりますけれども、これはてん菜の糖度別價格体系の改善を図る、そのように理解をしていいのか、また、その中身について御答弁願いたいと思います。

○谷津政務次官 甘味資源作物の生産者價格につきましては、最低生産者價格制度を維持するところに、算定式につきましては、農産物の需給事情等が價格に適切に反映されるように、これまでの農業バリティー指數を基準とした方式を改めまして、前年產價格に国内産糖價格の変動率と生産コスト等の変動率を乗じて求めることになつております。

その際、制度の運用に当たりましては、生産者の努力が報われるような仕組みとなるよう、具

体的には、国内産糖價格の変動率と生産コスト等の変動率のウエートを〇・五五とし、生産コスト低減の二分の一は生産者に還元するという形をとりたいと思っております。糖度が高くなれば生産者價格が高くなるようにすることも考えておるわけであります。

○鉢呂委員 大臣にちょっとこの價格政策の関係で、先ほどの件ですけれども、てん菜、サトウキビも同じですけれども、別体系をとりました。

これは從来の、要するに、不足払い的な制度といいますか調整金に基づいて行うのですけれども、農家の手取りの最低生産者價格を決めるという形であります。ほかのものは、一定の固定的な、もちろん変動率は設けておりますけれども、あと市場價格に連動させるという方法であります。

現状から変えていく方法でやむを得なかつたのかもわかりませんけれども、畑作全体のことを考えたときに、やはり同じような價格制度というものをつくるべきである、こう思ひわけであります。この点についての所感があれば、お答え願いたいと思います。

○玉沢国務大臣 砂糖は、沖縄とか離島の状況を考えますと、やはりあの地域でなければできない大きな役割を果たすものだと思います。

したがいまして、全国平均とはいはりますけれども、やはり地理的に困難なところだと考えますと、やはりあの地域でなければできない要素があるわけでございます。その地域地域の特産物を大事にしていくことが地域経済にも

要ります。

○鉢呂委員 私の質問に的確に答えていただきたいと思います。

したがいまして、全国平均とはいはりますけれども、やはり地理的に困難なところだと考えますと、やはりあの地域でなければできない

要素があるわけでございます。その地域地域の特産物を大事にしていくことが地域経済にも要ります。

このこととの整合性で、大臣は何か沖縄等の地域、北海道の地域だからこういう形を、それでは最終ラウンドまでずっとこういう制度をとつてくということですか。あるいは、經營全体に照らした經營安定対策というものは、今後ともこの甘味資源作物は除かれるというふうにとらえてよろしくでしょうか。

○玉沢国務大臣 経営全体の対策はできるだけ全國同じような形のものを考えながらこれを進めていくという点については、もう既にお示しをしたとおりでございます。しかしながら、地理的に困難な地域に対しましては、それにやはり格差があります。そういうところに対しましては、中山間地における直接支払い制度等も設けながらやっていかなければいかぬのではないか。したがって、沖縄の場合におきましては、非常に遠く離れた離島等で農産物を生産していく場合におきましては、それやはり戦略的な作物というものを見ておかなければならぬのではないか。

したがいまして、全般的に適用できる經營対策と、それからやはり地理的に困難なところだと考えますと、やはりあの地域でなければできない大きな役割を果たすものだと思います。

したがいまして、全国平均とはいはりますけれども、やはり地理的に困難なところだと考えますと、やはりあの地域でなければできない

要素があるわけでございます。その地域地域の特産物を大事にしていくことが地域経済にも要ります。

したがいまして、全国平均とはいはりますけれども、やはり地理的に困難なところだと考えますと、やはりあの地域でなければできない

要素があるわけでございます。その地域地域の特

外國の事例の収集、研究、育成すべき農業經營の実態把握を行つてきたところでございます。

今後、品目別の價格政策の見直しや經營安定対策の実施の状況、農業災害補償制度との関係等を勘案しつつ、農業經營を単位としてとらえ、價格変動に伴う農業収入または所得の変動を緩和する経営安定対策につきまして検討を行つていただきたいと考えておるところでございます。

○鉢呂委員 今回こういふ法案を提出しておりますけれども、今、大臣から少しお話をありました、こちから少しお話をあります。しかし、どちらの方ではマイナスになつた、しかし、これまでは一定の價格保証でした。これからは市場運動ですから、災害を受けて収量は下がつたけれども、結果として単位当たりの収入はふえたという例も出てこないとは限りません。あるいは、経営全体をとらえなければ、大豆の方では大変補てんもあつたり、經營的に非常にプラスになつた、こちらの方ではマイナスになつた、しかし、経営全体としてはやはりプラスだったというような場合も出でます。これは非常に関係があります。沖縄等のサトウキビについては単作經營が多いため、こちらの方ではマイナスになつた、しかし、経営全体をとらえなければ、大豆の方では大変補てんもあつたり、經營的に非常にプラスになつた、こちらの方ではマイナスになつた、しかし、経営全体としてはやはりプラスだったというような場合も出でます。これは非常に関係があります。沖縄等のサトウキビについては単作經營が多いため、こちらの方ではマイナスになつた、しかし、経営全体をとらえなければ、大豆の方では大変補てんもあつたり、經營的に非常にプラスになつた、こちらの方ではマイナスになつた、しかし、経営全体としてはやはりプラスだったというような場合も出でます。これは非常に関係があります。

○玉沢国務大臣 農業改革大綱におきましては、農業經營全体をとらえた經營安定対策につきましては、品目別の價格政策の見直し状況、經營安定措置の実施状況等を勘案しつつ、その導入を検討することとされております。

現在の検討状況につきましては、本日、関連二法案を御審議いただいておりますように、まさに個々の品目ごとの價格政策の見直しが進められております。また、農業經營全体をおきましては所得確保という点で大規模専業經營に対しても大きな事態になつておる、一刻の猶予もならない、これはもう畑作の經營安定対策を見ればだれでも

わかるわけでありますから、そういうものを来年十三年度からきちっと農水省の施策として提示をする、そういうものがなければ、本当の意味での基本法に基づいた新しい姿が出てこないのではないか。

どう思いますか。これはこここの委員長だってそう思っているのですよ。我々もそう思っている。こんな個別のことやつて、この甘味資源の施策なんか何ですか、これは。はつきり言えば、統一した施策からいつても、市場原理にゆだねると言いかが、生産ビート、生産サトウキビの段階では生産原理にならないわけですね。間接的に、その最低価格に、価格算定の基礎には織り込まれすけれども、どうですか。

○玉沢国務大臣 基本法に基づきまして基本計画を出したわけでございますから、それは一つ一つ計画達成を目指して改革をしていくという趣旨で今進めておるわけでございまして、やはりそしめた姿が全体として見えてくれば、委員にも十分御理解をいただけると思いますが、今後、鋭意精力的に取り組んでいきたいと思います。

○鈴呂委員 糖価安定資金の関係に移ります。
糖価安定資金は、現在、一千七百七十億円、この資金の積み立て基礎は、いわゆる製糖企業が消費砂糖の価格乱高下に対処して積み立てをしておる、基本的には消費者が積み立てをしておるの上うに理解をしてよろしいかどうか、お聞きをいたしたいと思います。

〔委員長退席、松下委員長代理着席〕

○玉沢国務大臣 ユーザー並びに消費者の皆さん御努力があるわけでございます。

○鈴呂委員 そこで、今回、法改正では、この糖価安定資金を廃止して砂糖生産振興基金を設置しました。この基金の財源を活用して、国内糖価の引き下げ及び原料作物生産の振興に関する業務に投資をするという形になっております。

農水省からは、輸入糖の調整金を三カ年程度充てて、あるいは精製糖企業の再編合理化に対する支援、三番目として国産糖企業の再編合理化及び

甘味資源作物の生産性向上対策、そして四つ目には、従前持つておりました輸入糖価の高騰時の引き下げ対策に充てるというふうに聞いておりますけれども、それぞれ具体的にどのような金額を想定しておるのか、お答え願いたいと思います。

○玉沢国務大臣 輸入糖調整金の时限的引き下げに對しましては約八百億円、その他合理化対策等について五百億円、輸入糖価高騰時の価格低減対策として五百億円、大体そういうところでござります。

○鈴呂委員 今的企业等の再編合理化等に対しても五百億ということでありますけれども、この内訳、精製糖企業、国産糖企業、また国内の作物の生産対策、それぞれお答え願いたいと思います。

○玉沢国務大臣 これはまだ具体的には決まっておりませんが、法律を上げていただきまして具体的にやつていく、こういうことになります。

○鈴呂委員 国産糖企業、精製糖企業の再編合理化の支援として具体的にどのようなことを考えておるのか、お答え願いたいと思います。

○鈴呂委員 精製糖、国産糖企業の再編合理化は

態について、大臣としてどのようにとらえておるのか、御答弁願いたいと思います。

○谷津政務次官 例えば、西日本製糖と日本甜菜設、それから共同生産等に伴う工場の廃業、退職金等の融資などに関しても助成を行なうことは考えております。

○鈴呂委員 精製糖、国産糖企業の再編合理化としまして、操業率の向上等に必要な機械、施設、それから共同生産等に伴う工場の廃業、退職金等の融資などに関しても助成を行なうことは考えております。

○鈴呂委員 精製糖、国産糖企業の再編合理化におけるてん菜糖企業三社はこれまでも製造コストの削減に努めていますが、砂糖の価格競争力の強化と需要の維持増大を図るために一層の合理化に取り組むことが必要であるということございます。そして、企業の合理化は企業の自主的な判断を基本としてやらせておるということで、現在、三社八工場体制の見直しにつきましておるというところでございます。

○鈴呂委員 私が質問する前に御答弁をいただいたわけありますけれども、既に、サトウキビあたりは、沖縄本島の翔南製糖が一昨年、サトウキビの減少から操業度悪化を招いて、二工場を一

七十一名は希望退職の募集を行つた。しかし、そういう地域でありますから、応募は非常に少なくて、予定人員、ほとんど応じなかつたということとで、この応じなかつた五十二名に対して会社側が指名解雇の予告通知をしたということをございます。

○谷津政務次官 例えれば、西日本製糖と日本甜菜製糖は平成十三年の四月から、東日本製糖と日新製糖は平成十四年の七月から、製造コスト引き下げのためにそれ共同生産を行うこととしたといたふうに報告を受けております。

また、沖縄の本島南部の翔南製糖におきまして、工場の集約に伴う従業員の解雇について、これも進められているということであります。特に沖縄の北部製糖と県經濟連の統合、これもやられておりまして、平成四年十二月に沖縄県本島地域における製糖企業の合併合理化の基本構想が提示されまして、それに沿つて、沖縄県經濟連と北部製糖は、平成十年七月に、共同出資によりまして、本島中北部の経済連志川工場及び北部製糖羽地工場を一社に集約するとしておりまして、球陽製糖というのを新たに設立いたしまして、その合理化を図っております。

また、北海道でございますけれども、北海道におけるてん菜糖企業三社はこれまでも製造コストの削減に努めていますが、砂糖の価格競争力を強化と需要の維持増大を図るために一層の合理化に取り組むことが必要であるということございます。そして、企業の合理化は企業の自主的な判断を基本としてやらせておるということで、現在、三社八工場体制の見直しにつきましておるところでございます。

○谷津政務次官 価格引き下げによる砂糖の価格競争力の強化と需要の維持増大を図っていくために、時限的な輸入糖助成金の引き下げ等にあわせまして、製糖企業は共同生産会社の導入等の合理化を初めとして製造販売経費の削減を進める必要があります。

○鈴呂委員 本としまして、労使協議を十分に尽くして進められるものと考えておりますが、国の支援に当たりましても適切に配慮していくべきだというふうに思つております。

○鈴呂委員 こういう地域でありますから、なかなか解雇後の新たな雇用というのは難しい状況です。何よりも労使で十分協議をして労使における

合意というものを図るようだ。政府としても万全の指導をしていただきたい。もう一度、総括政務次官に、その配慮といいますか、その辺の御答弁をお願いいたしたいと思います。

○谷津政務次官 製糖企業の合理化は、各企業の自主的な判断を基本としておりまして、労使協議を十分に尽くして進められるものと考えておりますが、国の支援に当たりましても適切に配慮して対処していきたいというふうに思つております。

○鈴呂委員 先ほども言いましたけれども、退職金資金の借り入れの利子助成もこの基金制度で国が考へておるという状況でありますから、政府としても雇用問題について傍観をするという態度ではならない。もちろん、企業内の労使の問題でありますから一定の限界はありますけれども、そこは非常に協議を尽くして雇用解決を果たしていただきたいた。

大臣、今も、合理化をする場合の残存資産の廃棄についての支援をするとか、農水省としての考えが示されたわけでありますけれども、ただ問題は、単に合併するといつても近間の合併じゃないわけです。極端に言えば、下関と北海道というような合併になるだけに、ほとんど解雇に等しい形になりかねない。下関に就職した人は、数十年もいて、今北海道に行けと言つてもなかなか面倒な時期がござります。

ところが、地域経済のことも考えたときに、やはり新たな雇用をきめつてないでいく、新たな分野にその企業が進出をしていけるようなそういう形でなければ、失業なき労働移動とよく言われるんですけれども、言葉は簡単でありますけれども、本当の意味での失業なき労働移動というものは、本当にやめてしまふものの資産等について支援をするということではなくて、むしろ食品関連のよくなれた新たに生み出すものに支援をするという形でなければならない、大臣。

ところが、食品流通局の砂糖類課では、砂糖に關しての政策だから違う分野に対する政策はできなんだというような、狭い意味での形といふのはやはりよくないのではないか。むしろ、もっと大きな形で、できれば食品関連の新たな業種に参入するということに対して、思い切つて支援をする

というふうな形をぜひとつていただきたい、このように考へます。

○玉沢国務大臣 これは前にも答弁をしたところでございますけれども、砂糖企業が砂糖部門の合理化のため、砂糖以外の分野への投資を行うことにつきましては、産業活力再生特別措置法に基づく事業革新に該当する場合には金融・税制上の支援措置が受けられます。また、砂糖生産振興資金を財源として砂糖部門に関する助成を行うことを考へておりますが、砂糖以外の部門に関する慎重に検討してまいります。

しかしながら、労使の話し合いを十分していただきまして、円満に解決ができるよう、また申し上げたようだ、砂糖以外の分野にも投資をする、こういうことを通じて雇用機会を図つていただければ、こういうふうに考へて今見守つているところでございます。

○鈴呂委員 きょうの新聞にも出ていましたけれども、労働省の緊急雇用対策 地方自治体の施策はほぼ順調といいますか、計画どおり予算措置を使つていくといふ方向にあるようでありますけれども、企業の方はどんどん再編整備をしていく状況にあります。しかし、逆に、雇用と地域経済といふものに必ずしも十分な配慮を加えない形で日本

のリストラ等が今行われておると言つても過言でないと思います。

農水省は、このよくな形で乳業あるいは糖業に對しての再編合理化というものを重点的にやるものであります。こういったものは、單にやめてしまうものの資産等について支援をするということではなくて、むしろ理化再編ということを農水省が支援してさらに数年間延長してやるという政策であります。こういったものは、單にやめてしまふものの資産等について支援をするということではなくて、むしろ食品関連のよくなれた新たに生み出すものに支援をするという形でなければならない、大臣。

低金利の時代にそいつた施策でいつても、なかなか値のある施策になり得ておりません。ですから、その点は農水省としてもっと深みを持った政策を検討していただきたい。

例えば、先ほど言わされましたけれども、沖縄の県經濟連、農協の経済連ですけれども、それと北部製糖という二つの再編統合が平成六年に浮上したんですねけれども、その地域の生産者あるいは地方自治体からも、何も聞いておらない、新聞報道で初めて知ったということで、地域において大変な猛反発を受けた、最終的には三年後に初めて何とか合意形成がなされたということでありますけれども、地域経済にとつても極めて大きいわけであります。

ですから、その辺についても、地域経済に対する支援をいただけるよう、また、そういった合意形成がなされたということでありますけれども、地域経済にとつても極めて大きいわけであります。だから、その辺についても、地域経済に対する支援といったものについても、農水省として具体的な施策というものをやはり十分に用意しておくる必要があるのではないか、そうでなければ、なかなかこの問題は農水省が言つているような形では再編されていかない面もあるらうと私は思いますので、よろしくお願ひをいたしたい。地域経済に与える影響についての大臣の御答弁をいただきたいたいと思います。

○玉沢国務大臣 午前中から乳製品、午後は砂糖、こういうことで議論してきたわけでございまが、先般も食品流通構造改善促進法等も検討しましたわけでございます。やはり食品に関しては、まだまだ可能性があるのじやないか、そういう面におきましては、新しい分野にこだわらずに、もつと食品産業全体へ視野を広げまして、新しい事業が展開できるようにしていけば、今委員

じゃないか、こういうふうに考へているところであります。

○鈴呂委員 大臣、ありがとうございました。大臣も大体わかるでしょう。税金の関係でございます。先ほどもお話ししまして、別の方に移りますけれども、砂糖の調査費を検討していただきたい。

例えば、先ほど言わましたけれども、沖縄の県經濟連、農協の経済連ですけれども、それと北部製糖という二つの再編統合が平成六年に浮上したんですねけれども、その点は農水省としてもっと深みを持った政策を検討していただきたい。

例えば、先ほど言わましたけれども、沖縄の県經濟連、農協の経済連ですけれども、それと北部製糖という二つの再編統合が平成六年に浮上したんですねけれども、その点は農水省としてもっと深みを持った政策を検討していただきたい。

そこで、別の方に移りますけれども、砂糖の調査費を検討していただきたい。

大臣、米なんかを見ますと、これは午前中の東大の生源寺さんの言葉によつても、自主流通米という全くの市場価格になつたわけでありますから、消費者に極めて大きな恩恵がございます。これは安い価格で求めることができる。そういう意味では、従来の消費者負担方式から財政負担方式に変えていくというのが、これはEU等の大きな流れです。日本もそういう形になりつつあるのですね。

お米については、これは一定のところで政府が價格を支持し、そして、消費者がその高い米を買うというところから、もちろん、国境措置がありますから、国境措置を取つ払つた場合はどんと消費者が恩恵を受けておることになります。

ところが同時に、今、大規模専業経営を中心として、生産者價格は下げがあつても上げはないという姿ですね。急速に上がるがあつれば、野菜の場合は消費者が恩恵を受けておることになります。

まだまだ可能性があるのじやないか、そういう面におきましては、新しい分野にこだわらずに、もつと食品産業全体へ視野を広げまして、新しい事業が展開できるようにしていけば、今委員がおっしゃられたことも克服することができる

いう姿をなかなかとり得ない状況になつておる。

そうであれば、大臣、消費者にそういう形で低い農産物を供給できる形になつてきました。松岡委員長も言っておるよう、やはり財政がそこを負担する。もちろん、こういう時代ですから、農

水省の予算をその分として別枠でとるというのはなかなか難しい時代になりました。農水省の中でも何とかそれを生み出すという作業が必要になつておるわけですから、消費者負担型から財政負担型に移行する、その関係については、大臣はどういう御判断いたしますか。

○玉沢国務大臣 財政改革を通じての議論からいきますと、余り財政だけに頼つての政策というのは限界があると私は思います。

今委員が、例えば米の問題について、国内の価格が上がれば外国から米を輸入する、こう言われましたけれども、ウルグアイ・ラウンドの決着のときから、つまり、細川内閣でこれを決定したわけありますけれども、村山内閣から一部自由化した米につきましては、国内に参入させないんまだ、こういうことでやってきておるわけでございまして、恣意的に、米が高くなつたから外国から入れて冷やす、こういうようなことは基本的にやつていいことなんです。

ですから、現在の米の価格が低い水準でありますことは、基本的には、国内の生産が過剰であるという認識を私どもは持つておるわけでございまして、これが數年続いておるわけでございま

すがいまして、今までもやつてしまつたわけでござりますけれども、国内の在庫をできるだけ速やかに解消しながら、自主流通米等も安定価格になるよう今努力をしておるわけでございます。

価格が下がつたから財政すべて賄うべきだと

いう考え方は、余りにも安易なものだと考えるわけでございます。市場経済をやっていく場合におけることは、需要と供給というものが常にバランスをとれて、そして、その価格によって再生産が可能になるようを持つていくことが一番

大事なことではないかと考えております。

○鉢呂委員 大臣、消費者負担型から財政負担型ということは間違いない流れであります。

大臣、議案の内容として、農産物の価格に関する

従前の、いわゆる消費者が高いところの恣意的

に張った価格で物を売る、買うという姿でなく

て、そこは市場に任せることで、消費者の負

担はそこには発生をしておらない。需給から出る、市場で出る価格そのものを享受する。消費者が何か負担をして、そこで価格が成立をしている

という姿をとらない方向で、今、農水省は提示をしているわけであります。その点はいいですね、その基本線は。

○玉沢国務大臣 農業の場合におきましては、午前中からも申し上げてきておるわけでございます

が、その持つておる多面的機能、役割というものがあるわけでございます。この役割は、農業が持続されることによつて維持される。農業が維持されることは、国土の保全も行われますし、あ

る、あとは農水省の考え方、あるいは外務省、外交当局の考え方といふうに聞いておりますけれども、農水省として、このように大綱に明記した

限りにおいてはこれを実施していくという形で、その決意なり、今の検討の状況についてお伝えを願いたいと思います。

○玉沢国務大臣 ソルビートール調製品の輸入の増加が競合する国内産糖の需要に影響を与えると考えられておりますことから、ソルビートール調製品への対応につきましては積極的に取り組む必要があるとを考えます。

ところが、そのため、今回の改正により、砂糖の卸売価格をキログラム当たり二十円から三十円程度引き下げるによつて砂糖の需要の拡大を図ることとされているところであります。これはつまり、下げることによりましてソルビートールと競争が十分できる、消費拡大を図る、こういう意味であります。また、当面の対策として、国内においてん菜糖とソルビートールを混合した国产の調製品を供給することとしております。

このほかのソルビートール調製品の対策につきましては引き続き検討することとしておりますけれども、今委員から御質問がありました関税の引き上げにつきましては、関税はWTO上譲許しておるものでございまして、利害関係国である米国、韓国、タイ、EU等から、もしこれを上げた場合、代償として当該国の関心品目について関税引

て、農業が発展するようやつていくということが我が国の政策の基本である、こう考えております。

○鉢呂委員 ソルビートール調製品の問題に移ります。

○松下委員長代理 次に、宮地正介君。

○宮地委員 大臣に最初に伺います。今回の法律

改正によりまして、まず題名が改正されますよ

ね。砂糖の価格安定等に関する法律から砂糖の価

格調整に関する法律、安定が調整に名称変更され

るわけですが、まず、これはどういうふうに考

えておるんですか。

○玉沢国務大臣 砂糖は、一人当たり十九キロも

消費をしているという国民的な食料であります。

かつて私どもは、戦前戦後、どんなに甘いものが欲しくても得られなかつた。そういう中におきま

して、戦後はやはり日本の国内の砂糖を安定的に生産しよう、こうしたことでの法律ができるものがあると思います。つまり、その趣旨は、外国人からの安い砂糖も入ってきた、それを国内では高く売ることによりまして、その差益を国内の生産に回して、安定的な生産を確保する、こういう趣旨で安定という言葉を使ったと思うんです。

ところが、その後、ソルビートール等、今お話をありますように、いろいろな形で甘味の製品が出てきた、そういうことにおいてはなかなか安定的な生産というのも脅かされている。したがって、そうしたソルビートール等との、要するに調整を図りながら共存を図つていこう、こういうような趣旨に変えたものと考えます。

○宮地委員 今の大臣の答弁では、國民はなかなか納得、わかりづらい答弁です、きょうはあえてお役人は後ろに呼んでおりませんが。

やはり内外価格差が非常に大きくなつておる。

特に平成二砂糖年度では、てん菜が二、三倍、甘蔗糖で六倍から九倍と大変な内外価格差が出ておる。そして、国際価格が低位に安定をしておる。粗糖の平均輸入価格も、平成十二年二月上期でございますが、キログラム当たり二十一円三十銭、

そういうような状況と、問題はやはり消費の需要

が非常に落ち込んでいる。これが私は最大の原因ではなかろうか。平成二砂糖年度では二百六十四万トンであったのが平成十砂糖年度で三百三十一万トンと、マイナス三十三万トン、マイナス約一三%の消費が落ち込んでいる。それを今回、価格を調整して、安くすることによって消費の需要を拡大しようというのがこの法案の改正のねらいであろう、こう私は見ておるわけだ。

ただ、価格的なそなたした面だけが下落すれば、それで本当に消費が拡大するのだろうか。やはりこの点の分析をもつと精査する必要があるのではないか。

きょうは時間がありませんから、私から申し上げますけれども、やはり砂糖まがいの、いろいろ甘味が国民の間にまかり通っているわけです。我々が小さいころは、大臣も御存じのようにサッカリンというのがありましたよ。最近は、本当に砂糖まがいのものがスーパーに行つてもたくさん出回っておる。そういうものに対する対策、P.R.というものの、これも非常に大事な視点ではなかろうか。

最近は、大変に間違った、学者の間には、何か砂糖を食べると毒物のようだ、そういう危険な発言をしている学者もいるのは、大臣、御存じのところです。國民はそういうものの話を聞きますと、大変に砂糖についてやはり敬遠せざるを得ない。間違ったそうした知識の普及といふものもあるわけです。

私が申し上げたいのは、価格の調整によって需要の増大を図るというのではなくして、もっと総合的な、そういう間違った見解に対しては農水省が國民にきらっとした意見を申し上げる。それから、またがいのものと砂糖との違いをはつきりする。むしろ、砂糖というのは非常に健康的なんだといふ意識、勉強というものを國民にしっかりとP.R.していく必要がある。何か、糖尿病になるのは砂糖を食べるとなるんだなんという間違った誤解が普及している面もなきにしもあらず、これは非常に怖いことなんですね。

ですから、私は、価格政策による需要の増大を図るだけでなくして、そなたした総合的な戦略をしつかりともと踏まえて、これを機会に農水省は汗をかくべきではなかろうかと思いますが、大臣の見解を伺つておきたいと思います。

○玉沢国務大臣 大変有意義な御質問であると思います。やはりこういう国会のところで砂糖の効用というものを明確に申し上げるということが、國民の皆さん理解を深めることになると思いません。

きょうは時間がありませんから、私が申し上げますけれども、やはり砂糖まがいの、いろいろ甘味が国民の間にまかり通っているわけです。我々が小さいころは、大臣も御存じのようにサッカリンというのがありましたよ。最近は、本当に砂糖まがいのものがスーパーに行つてもたくさん出回っておる。そういうものに対する対策、P.R.というものの、これも非常に大事な視点ではなかろうか。

最近は、大変に間違った、学者の間には、何か砂糖を食べると毒物のようだ、そういう危険な発言をしている学者もいるのは、大臣、御存じのところです。國民はそういうものの話を聞きますと、大変に砂糖についてやはり敬遠せざるを得ない。間違ったそうした知識の普及といふものもあるわけです。

私が申し上げたいのは、価格の調整によって需要の増大を図るというのではなくして、もっと総合的な、そういう間違った見解に対しては農水省が國民にきらっとした意見を申し上げる。それから、またがいのものと砂糖との違いをはつきりする。むしろ、砂糖というのは非常に健康的なんだといふ意識、勉強というものを國民にしっかりとP.R.していく必要がある。何か、糖尿病になるのは砂糖を食べるとなるんだなんという間違った誤解が普及している面もなきにしもあらず、これは非常に怖いことなんですね。

そこで、申し上げます。砂糖の効用は、砂糖は疲労回復に即効性がある。砂糖は脳のエネルギー源であります。さらに、砂糖は肥満や糖尿病の原因ではない。具体的に申し上げておきますと時間がかかりますので、とりあえず三つの効用についてだけ申し上げさせていただきます。

○宮地委員 そういうことをがんがんこの委員会になり、大臣もテレビ出演のとき等にどんどんおっしゃついていただいて、それが結果的に製糖メーカーあるいは生産農家に対する大きなフォローアップになつていい、こう私は思うんですね。そういう点はまた時間ががあれば議論したいんですねが、そなたした総合的な砂糖戦略を考えて今後しっかり頑張っていただきたい、こういうふうに要請をしておきたいと思います。

そこで、きょうはまた農畜産業振興事業團の山本理事長にもお越しいただいておりますので、時間がありませんが、端的に申し上げます。

今回、事業團法の改正がこの法案改正に伴つて行われるわけでございますが、新たに今は交付金制度といふのを導入されるわけで、この改正に伴いまして、事業團は一步前進の砂糖戦略が組めるようになりますのか、ならないのか、この点について御説明をいただきたいと思います。

○山本参考人 ただいま御指摘いただきましたように、農畜産業振興事業團の改正案もこの法案に十二社二十一工場、てん菜糖企業としては三社八工場、甘蔗糖企業、これが十六社二十工場、これまで国内産糖については価格安定のための買入を入れ、売り戻しという業務を、定額の交付金の交付特に中小の製糖メーカーから強い要請が既に農水

の業務に切りかえました。これは、いわば市場原理の導入といった性格のものでございますが、これについてはやはりきちっとした中小製糖メーカー、これはあわせて、現在の糖價安定資金を廃止し、新しく砂糖生産振興資金を設置することとされたところでございます。

先生、先ほど来御指摘のように、砂糖はかつて普及啓發が必要でございます。また市場原理の普及啓發が必要でございます。また市場原理の普及啓發が必要でございます。また市場原理の普及啓發が必要でございます。また市場原理の普及啓發が必要でございます。

先生、先ほど来御指摘のように、砂糖はかつて製糖メーカーに対するフォローアップですね。これを、特にシェアの再配分の問題とかあるいは新しい二次榨における課徴金の額の問題、こうした問題についてどのよう検討されておるのか。これは総括政務次官かもしませんが、ちょっと確認しておきたいと思います。

○谷津政務次官 これは具体的に今進めているところでございますけれども、今先生がおっしゃいましたように、十分それを踏まえてやっていかなければならぬというふうに考えております。○宮地委員 政務次官余り、そこにいる食品流通局長にお任せのようですが、これはいかでありますけれども、今先生がおっしゃいましたように、十分それを踏まえてやっていかなければならぬというふうに考えております。

○谷津政務次官 これは具体的に今進めているところでございますけれども、今先生がおっしゃいましたように、十分それを踏まえてやっていかなければならぬというふうに考えております。○宮地委員 政務次官余り、そこにいる食品流通局長にお任せのようですが、これはいかでありますけれども、今先生がおっしゃいましたように、十分それを踏まえてやっていかなければならぬというふうに考えております。

○宮地委員 大臣、先ほども出ておりましたが、今回、この糖價安定資金の千七百七十一億円が停止をされて、新たに砂糖生産振興資金の財源として、いわゆる価格の引き下げとともに一つは製糖メーカーの再編合理化に五百億使うわけですね。これについて、雇用不安の問題は先ほどもいろいろお話をありましたから、きょうは私は省略しますが、やはり中小製糖メーカーに対する配慮が非常に大事であろう。

御存じのように、精製糖の企業、国内産糖企業の再編合理化対策として、精製糖企業としては二十二社二十一工場、てん菜糖企業としては三社八工場、甘蔗糖企業、これが十六社二十工場、これを再編合理化するわけでございます。その中で、特に中小の製糖メーカーから強い要請が既に農水

るように対処してまいりたいと考えております。

○宮地委員　きょうは、午前午後と価格二法について議論してまいりました。時代の要請に伴つて、いわゆる不足払い制度から市場原理を導入した新しい価格制度の導入、これはもう待ったなしだと思います。

こうした一つの新しい仕掛け、システムの導入によって、今後、生産農家あるいは製糖メーカー、ともどもに共存共榮で大きく再生され活性化され、それが結果として国民のニーズを新たに生み出します。私は、そういう戦略を考えた法改正にしてもらいたい。單なる価格の政策だけで終わってはならない、こう考えておりま

すので、このことを強く要請して、質問を終わりたいと思います。

○松下委員長代理 次に、藤田スミ君。

○藤田(ス)委員 私は、質問に入ります前に、委員長に一つ要請をしておきたいと思います。

午前中の中林議員の質問に對して、大臣は、何でも反対の共産党と発言をされました。私は事実に反するものであつて、取り消しをすべきあります。現に先ほどの本会議でも、三本の法案の中で一本は賛成をいたしております。

大臣の発言に対する取り扱いについて、理事会で協議を求めるべきだと思います。いかがでしょうか。

○松下委員長代理 理事会で協議します。

○藤田(ス)委員 それでは質問に入ります。

私は、法案の質疑に入る前に、先月の中林議員の質問で指摘された北海道での農業公共事業をめぐる談合問題について質問をしておきたいと思います。

農水省からいただいた資料を見ますと、農林水産省から北海道農政部次長へ転出した人たちは、水産庁長官をしていました川合氏、事務次官であった高橋氏、畜産局長であった本田氏など、そうそう

たるメンバーであるわけであります。報道では、北道農政部次長ボストは農林水産省の出世コ

スの一につながっていると言われておりますが、それが事実として裏づけられていると思います。問題は、これらの人たちが談合を知っていたのではないかということであります。

昨年の十二月八日の北海道議会の農政委員会で、我が党の萩原道議の追及に対し、道の福田農政部長は、北海道厅側のねらいである談合企業への職員の天下りに関して、その天下りの覚書の署名、つまり覚書というものは天下った先に行つた人の待遇の保証書であるわけですが、その署名によっては不明という報告がございます。

農政部次長も立ち会ったケースもあるということを明らかにしているわけであります。何の目的で立ち会うのかもわからず立ち会うなどということはあり得ないわけであります。まして、その覚書自身が極めて機密の扱いだったわけですから、それに立会うこと自身が秘密の立ち会いなわけであります。当然すべてを知っていなければできない代物であります。

国家公務員法九十九条では、たとえ地方自治体に転出していても、違法行為に加担していた場合には、信用失墜行為として懲戒処分の対象とするところになつております。農水省としては、これらの農水省から北海道農政部次長に転出した人たちに、談合に加わったか、あるいは知っていたかについて調査をされたのでしょうか。したとしたらその結果はどうであつたか、明らかにしたいと思います。

○渡辺政府参考人 北海道における入札談合疑惑の問題であります。この件につきましては、北海道みずからが設置をいたしました調査委員会において取りまとめが行われ、しかるべき改革が行わされたと承知をいたしております。

事柄は、北海道におきまして、そうした厳正な処置、それから改善措置、それに加えまして、公正取引委員会における調査、その結果を得ました、これは排除命令になるのでしょうか、課徴金

とられることと考えておりますので、本省としたしまして、地方公共団体のそうちた調査に、手段私ども方が関与をするということはございません。

なお、北海道厅の報告書の中におきました

府農政部において業者の受注目標額を設定する際

に、OBの在籍状況を配慮していたが、詳細については不明という報告がござります。

○藤田(ス)委員 その御答弁は大変無責任ではないでしょうか。国家公務員法の九十九条というの

は、これは人事院の回答として、地方自治体に転

出していく、違法行為に加担していた場合はと

いうふうにしておりますので、それはもう道の問

題ではなしに省の問題であります。

入札手続等調査委員会の入札手続等調査第二次報告では、受注調整については、つまり、談合に

ついで、農政部長には技監から適宣報告を行つていても、違法行為に加担していた場合はと

いうふうにしておりますので、それはもう道の問

題ではないと見守りたいと考えております。

○藤田(ス)委員 この調査を見守りたいと、自身の問題なのです。今御答弁があつたように、九十九条の問題は、北海道厅の問題ではない、農水省の問題なのです。北海道厅での談合のひどさと

いふうには、報道でも、道厅の幹部職員が政治家や

道厅OBなどから口をきかれていたことがあります。

この問題は、北海道厅から相当の報告書、文

書も出ております。したがつて、私は、省として

調査をやるのが当然ではないか、徹底的な調査を行つ、そういうことが今求められていると思いま

すが、大臣、いかがでしようか。

○玉沢国務大臣 北海道の問題につきましては、

先ほどお話をありましたように、今、公取が入りまして調査をしておるということでございます。

また、いろいろ言われたわけでございますけれ

どに信用失墜行為を行つた場合、これは一般論でございますが、当該職員の身分が地方公務員であり、処分権は当該地方公共団体に属することから、国家公務員法上の処分は原則としてできません。

たうことになります。これまた一般論であります。

私は、方針が明確ではありませんが、本省といたしまして、地方公共団体のそうちた調査に、手段私どもの方が関与をするということはございません。

たる梅田であります。報道では、

平成十二年五月九日

三〇

ども、農林水産省の中におきましても、調査委員会等を設置しまして、現在、調査をいたしておりますところでございます。

○藤田(ス)委員 念を押しますが、現在、大臣官房企画室長、農産園芸局企画課長も、現に今まで省内にいらっしゃるわけです。そういう方にいろいろ聞いてみるのも調査の一つです。したがって、そういう問題については、農水省として責任を持って調査をする、そういうことは、大臣、当然のこととして約束していただけますね。

○玉沢国務大臣 繰り返すよう申しわけございませんが、現在、調査、検査中のものは私どもいたしましては、これをとりたてて行うということとはせずに、やはり結論を見てから我々としての態度を決めていくことといたしたいと思います。

○藤田(ス)委員 これ以上この問題をやりとりする時間がありませんけれども、そんな御答弁で、今、国民の前にさらされている、農水省自身もかかわっているこの談合問題について、本当に国民党がよくわかったというふうな状態を持っていけないではありませんか。私は、その点、極めて遺憾であるということを申し上げて、砂糖の価格安定等に関する法律及び農畜産業振興事業団法の一部を改正する法律案について質問をいたします。

サトウキビ生産が島の基幹産業となっている沖縄県と奄美地方では、多くのサトウキビ農事が、糖価に市場原理を導入する今回の法案に大変強い不安を表明しているわけあります。今回の法改正に伴って、最低生産者価格の算定方式を、これまでのパリティー指数を基準にしたものから、国産糖の価格の変動率や生産コスト等の変動率を反映されることになるわけあります。

そこで、私たちは具体的に、あなた方が示した算定方式に基づいて計算をしてみました。そうすると、現行価格二万四百三十円の二〇〇〇年度産と二〇〇一年度産の最低キビ価格は、二万二十四円になり、今の価格よりは四百五円程度下がることになります。

とが予測されるわけあります。また、国産糖の入札価格が下がれば、さらに年々下落していくことになり、さらに単収が上がれば値が下がり、生産費が下がれば価格が下がる、こういう仕組みになつてゐるところに、新しい算定方式

は値下げの方程式というべきものではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○福島政府参考人 今先生の御発言にありましたように、甘味資源作物の最低生産者価格の算定につきましては、これまでの農業バリティー指数を基準とした方式を改めまして、前年産の価格に国内産糖価格の変動率と生産コスト等の変動率を乗じて求めるというふうにしているわけでございま

す。

その際に、生産者の所得と再生産を確保するため、この制度の運用に当たりましては、一つは、前年産価格といいますのは、先ほど総括政務次官の答弁にありましたように、発射台として、現行の最低生産者価格に直接、農家に交付されますが対策費分を加えた額を現行の農家手取り額とするということが一点。

また二点目に、国内産糖価格の変動率なり、あるいは生産コスト等の変動率の算定に当たりましては、移動三年平均を用いるということによりまして、変動を緩和する。またその際に、為替や輸入糖価格の変動といった外的な変動要因を除いて算定するということ、また収量の変動につきましても、米の平年収量に準じたような考え方で変動率を緩和するというふうな考え方もとつております。

また、激変緩和措置につきましては、算定に当たりましての運用方針を先ほど御答弁したわけでござりますけれども、そうした算定の状況によつて、生産者の所得と再生産を確保するために、必要がある場合には激変緩和措置を講じまして、生産者所得と再生産を確保するということをございます。

○藤田(ス)委員 結局、その年ごとの振れは少なくするということですが、今の御答弁でも、平年収量を上回ったことが直ちに生産者に響かないようないふうに考えております。これは逆に言うと、やはり単収が上がれば価格が上がることになるわけですね。激変緩和措置といつても、二万円が一万円になれば確かにあります。これはまさに、新しい算定方式

となり、さらに単収が上がれば値が下がり、生産費を減らすことで、半分生産者に返すのだから、価格が下がるということで、半分生産者に返すのだから、価格が下がる

ことになります。これはまさに、新しい算定方式

が下がるわけあります。これはまさに、新しい算定方式

が下がるわけあります。これはまさに、新しい算定方式

が下がるわけあります。これはまさに、新しい算定方式

が下がるわけあります。

○福島政府参考人 国産糖価格を市場原理にゆだねておいて、そ

うならないという保証は一体あるのでしょうか。

○福島政府参考人 国内産糖に対します助成につきましては、従来、事業団によります売買を通じて行われているわけでございますけれども、この

方式は、国産糖企業の主体的なコスト削減に向けてのインセンティブが働きがたい状況にありますし、また、事業団の売り戻し価格が基準となって、国内産糖の価格水準が一律的に形成されるという問題もあるわけでございます。そうしたことから、今回の改正によりまして、国内産糖への助成につきましては、事業団によります売買方式を改めまして、一定額の交付金を交付する方式に改めることとしておるわけでございます。

その際の交付金の単価でございますが、現行の事業団買い入れ価格をもとに原料の買い入れ価格や国内産糖の集荷製造経費の変動率、それらを参考いたしまして算定した額から、前年度の国内産糖の価格を差し引くということでございますので、現行の制度におきます助成水準と比べて低下することにはならないというふうに考えております。

また仮に、輸入糖価格や国内の砂糖価格の著しい変動等があれば、交付金単価をその際に改定するという措置もあるわけでございまして、国内産糖企業の経営安定に十分配慮して運営してまいりたいというふうに考えております。

○藤田(ス)委員 どうもそれで、ああそうですかと言うわけにはいかないわけですよ。

交付金が交付されることも知っていますし、輸入価格等の引き下げ、市場価格の値下がりで、全体に影響が出てきたら、交付金で手当てを講じていくこと、価格制度としてはわかりますけれども、しかし、そうではあっても、市場原理によだねていくといふことで、今もうぎりぎりそういう点で、私は大臣に聞きたいのです。

国産糖企業は決してつぶさない、その保証をもつとわかりやすく具体的に、明確に御答弁ください。

○玉沢国務大臣 この法律を改正するわけでありますけれども、やはり内外の価格差の中にありますけれども、外國から入ってまいりました砂糖から調整されることはございません。

その際の交付金の単価でございますが、現行の事業団買い入れ価格をもとに原料の買い入れ価格や国内産糖の集荷製造経費の変動率、それらを参考いたしまして算定した額から、前年度の国内産糖の価格を差し引くということでございますので、現行の制度におきます助成水準と比べて低下することにはならないというふうに考えております。

沖縄の島々で砂糖を生産しておる工場等におきましても、臨糖費も例えれば十三億円も確保しておるわけでございます。そういう中におきまして、地理的に不利なところにも生産が継続できるよう地元に配慮しておるわけでございますので、こうしたことを見ていけば、今までよりも大きく変わった農家が困つていくというようなことはないものと考えております。

○藤田(ス)委員 価格が下がるということを大臣も今お認めになつたわけですから、価格が下がれば、もう国産糖の經營というのはぎりぎりのところまで来ておりますので、それが成り立たなくなつてしまふ。しかし、それはサトウキビ生産も成り立たなくするといふ点では、もう島の経済と暮らしをつぶしてしまつ深刻な問題だといふ人々の不安というものが、大臣はまだ十分こなくなつてしまふ。しかし、それはサトウキビ生産も求められているのは、国産糖の需要を圧迫しつゝも、その点、国内糖価を引き下げるなどを推進した責任者である農水省として、万全の保障をすべきだというふうに考えますが、御答弁ください。

○玉沢国務大臣 よく見ていただきたいと思うわけでございますけれども、まず、卸売価格の方について価格を下げていく努力をいたしてまいります。そして、ソルビトールと十分競争ができるようにしてまいります。同時に、農家の所得につきまして、そちらの方の価格は現行を維持していくことを旨としてやってまいりますという趣旨であるわけでございます。

仮にこうした卸売価格を下げる、これは例えますと、大蔵のおっしゃつてある今度の新しい、生産者に対する価格制度も、国産糖に対する価格制度の切りかえも、それが本当に生産者の生産經營を安定させるものになるのか、ならない。激変緩和措置さえも、あなた方は振りかざしておつしやつても、その基準というものは、その時々の状況を見ていて大変あいまいじやありませんか。そうでしょう。国産糖だって、まさに市場価格に交付金がついたとしても、もうその市場価格によって吹きさらしに遭つていくわけです。しかし、それほど強くないよ、国産糖という会社は、企業は、非常に小さくて弱いものなんだから、ソルビトールの合理化等もお願いします。それから、メーカーの合理化等もお願いします。

法案は、国内糖価の引き下げによる需要拡大を図るということで、糖価安定資金を廃止し、それを財源として輸入調整金の時限的引き下げ、具体的には三年間一キロ当たり十円の引き下げを図ります。

さらに、続けますから、聞いておいてください。

法案は、国内糖価の引き下げによる需要拡大を図るということで、糖価安定資金を廃止し、それを財源として輸入調整金の時限的引き下げ、具体的には三年間一キロ当たり十円の引き下げを図ります。

この法律を改正するわけでありますけれども、やはり内外の価格差の中にありますけれども、外國から入ってまいりました砂糖から調整されることはございません。

その際の交付金の単価でございますが、現行の事業団買い入れ価格をもとに原料の買い入れ価格や国内産糖の集荷製造経費の変動率、それらを参考いたしまして算定した額から、前年度の国内産糖の価格を差し引くということでございますので、現行の制度におきます助成水準と比べて低下することにはならないというふうに考えております。

沖縄の島々で砂糖を生産しておる工場等におきましても、臨糖費も例えれば十三億円も確保しておるわけでございます。そういう中におきまして、地理的に不利なところにも生産が継続できるよう地元に配慮しておるわけでございますので、こうしたことを見ていけば、今までよりも大きく変わった農家が困つていくというようなことはないものと考えております。

○藤田(ス)委員 価格が下がるということを大臣も今お認めになつたわけですから、価格が下がれば、もう国産糖の經營というのはぎりぎりのところまで来ておりますので、それが成り立たなくなつてしまふ。しかし、それはサトウキビ生産も求められているのは、国産糖の需要を圧迫しつゝも、その点、国内糖価を引き下げるなどを推進した責任者である農水省として、万全の保障をすべきだというふうに考えますが、御答弁ください。

○玉沢国務大臣 よく見ていただきたいと思うわけでございますけれども、まず、卸売価格の方について価格を下げていく努力をいたしてまいります。そして、ソルビトールと十分競争ができるようにしてまいります。同時に、農家の所得につきまして、そちらの方の価格は現行を維持していくことを旨としてやってまいりますという趣旨であるわけでございます。

仮にこうした卸売価格を下げる、これは例えますと、大蔵のおっしゃつてある今度の新しい、生産者に対する価格制度も、国産糖に対する価格制度の切りかえも、それが本当に生産者の生産經營を安定させるものになるのか、ならない。激変緩和措置さえも、あなた方は振りかざしておつしやつても、その基準というものは、その時々の状況を見ていて大変あいまいじやありませんか。そうでしょう。国産糖だって、まさに市場価格に交付金がついたとしても、もうその市場価格によって吹きさらしに遭つていくわけです。しかし、それほど強くないよ、国産糖という会社は、企業は、非常に小さくて弱いものなんだしかし、そこをつぶすわけにはいかないんだということがあります。

それを私は申し上げているわけです。

私が今、質問をいたしましたのは、問題は、これによって糖業労働者の雇用と労働条件が切り崩されるようなことがあつては決してならない、だから、国産糖価格引き下げを推進した責任者、農水省として万全の保障をするべきだと思うがどう

かということをお聞きしているわけあります。

○玉沢国務大臣 保障保障と言いますけれども、

いつも、損害が起きた場合、補償するということは簡単な答えでございます。しかしながら、問題は、やはり砂糖業界がしっかりとその生業を行つて、いく中におきまして繁栄していくということ大事であります。砂糖の消費が減つてしまりますと、生産も減らざるを得ないですから、糖業メーカーもつぶれていくことになります。

ですから、ユーナーの言葉をよく聞いていただきたいと思うのですよ。例えば、日本のお菓子業界、ビスケット業界等、外国と競争する。非常に高い小麦を使って、また砂糖も高い砂糖を使つて、なおかつ製品は外国から安いものがどんどん入つてくる。こういう中において、少しでもやはり原料が安くなるという工夫をしていただければ競争力もつくし、需要も拡大する。需要が拡大していくには生産者にも大きなプラスになつていくわけでございますから、そういう観点から我々は政策を進めていっているわけでございまして、保障がどうだとかこうだとか、そんなことばかりを言つておりますと、大体にして政策の遂行にはならない。それは、保障を全部否定しているわけではありませんよ、先ほどのように極端に受けとめられては困りますので。そういうことでござります。

○福島政府参考人 砂糖政策の基本的な方向は今、大臣から御答弁があつたとおりでござります。細かくは局長の方から答えていただきます。

先生から御質問のありました製糖企業の合理化を進める際どうするのかということでございますけれども、基本的には、各企業の自主的判断が基本でございますし、また、その際には労使協議を十分尽くして進められるものというふうに考えております。

かといふことをお聞きしているわけあります。

○玉沢国務大臣 保障保障と言いますけれども、いつも、損害が起きた場合、補償するということは簡単な答えでございます。しかししながら、問題は、やはり砂糖業界がしっかりとその生業を行つて、いく中におきまして繁栄していくということ大事であります。砂糖の消費が減つてしまりますと、生産も減らざるを得ないですから、糖業メーカーもつぶれていくことになります。

ですから、ユーナーの言葉をよく聞いていただきたいと思うのですよ。例えば、日本のお菓子業界、ビスケット業界等、外国と競争する。非常に高い小麦を使って、また砂糖も高い砂糖を使つて、なおかつ製品は外国から安いものがどんどん入つてくる。こういう中において、少しでもやはり原料が安くなるという工夫をしていただければ競争力もつくし、需要も拡大する。需要が拡大していくには生産者にも大きなプラスになつていくわけでございますから、そういう観点から我々は政策を進めていっているわけでございまして、保障がどうだとかこうだとか、そんなことばかりを言つておりますと、大体にして政策の遂行にはならない。それは、保障を全部否定しているわけではありませんよ、先ほどのように極端に受けとめられては困りますので。そういうことでござります。

○福島政府参考人 先ほど申し上げましたように価格を引き下げて需要を拡大していくということが基本的な考え方でございます。

ただ、その際には、时限的に輸入糖の調整金を引き下げる、それに合わせまして、製糖企業も共に生産方式の導入など合理化を進める必要があるわけでございまして、国としてもそれを支援していくということを先ほど申し上げたわけでござい

ます。いというふうに考えております。

○藤田(ス)委員 保障のとり方が違うのです、大臣の御答弁にもう一々言いませんが、

今の局長の御答弁を聞いておりまして、これは労使間の問題だとおっしゃるわけですが、しかし、先ほど来の御答弁の中でも、産業再生法、糖価安定法の活用はもちろんですが、産業再生法も活用していくということなんでしょう。そういうことです。うなずかれましたので、もう結構です。

そういうことで、結局、この産業再生法自身もリストラ支援なんですよ。だから、こういうものを使って、結局、政府自身が製糖メーカーの再編合理化を奨励しようということではないかという

ことを私は申し上げているのです。

そして、報道によれば、日新製糖の豊洲工場の閉鎖や日本甜菜糖下関工場の閉鎖が明らかになつていて、これは業界再編のはんのページにすぎないということで、さらなる工場閉鎖があり得ることを示唆しています。地域の雇用問題さえ引き起しあらぬわけあります。そうならない保証はあるのかということを明らかにしていただきたいわけがありますが、簡単に言えますか、局長。

○福島政府参考人 先ほど申し上げましたように価格を引き下げて需要を拡大していくことの基本的な考え方でございます。

ただ、その際には、时限的に輸入糖の調整金を引き下げる、それに合わせまして、製糖企業も共に生産方式の導入など合理化を進める必要があるわけでございまして、国としてもそれを支援していくことを先ほど申し上げたわけでござい

ます。

○藤田(ス)委員 私は、もうとにかく、あなた方の支援は再編合理化を奨励するものであつて、労働者の、そこで働く人たちの雇用や労働条件を切り崩されないようにするための支援じゃないといふことを申し上げると同時に、やはり糖業労働者

の雇用と職場の確保、労働条件の安全に万全を期すべきであるということを重ねて申し上げておきたいと思います。

次に、生産地現場で起つてあるハーベスターの導入の問題であります。つまり、収穫時にハーベスターを使いますと、トラック、不純物が混入するわけで、そのため大麥品質が落ちたり、歩どまりが低下したりしていろいろな弊害が出てきます。だから、それを防ぐために集中脱葉機を導入するという島もあるわけですが、さて、その経費が大変にかかるわけで、零細な国産糖会社と生産者のどちらかが持つとしても、どちらもぎりぎりの経営の中では大変困っています。

私は、機械化を促進する農水省として、こういう集中脱葉機の導入費用及び運転経費については国としてきちんと面倒を見る、それぐらいのことは当然やついただきたい。極めて具体的なことがありますし、大臣、ひとつここはにこにことあります。

○玉沢国務大臣 委員の熱心な御意見でございました。この法律の改正によりまして、決して労働者の方々を、無残に首を切るとか、そういうことはないわけでございまして、できるだけ労使の話し合いで、それからまた、新しい産業を起こすことによって雇用も確保するようなことを希望しておる

ことがあります。

そういう観点から、集中脱葉施設も、圃場における脱葉等の作業を省略できることから農家の省

ものであると承知しております。

これまで二十五のサトウキビ製糖工場のうち、八工場に十二施設を設置しております。平成十二年度は地元から要望のあった一工場について助成する予定であり、今後ともその整備を支援していくこととしたいたしておるところでございます。

○藤田(ス)委員 ゼビ国として、この集中脱葉機の導入費用、運転経費について応援をしていくことといたしておるところでございます。

五月二日に移動制限が解除されて、大変よかったですと思つておりますけれども、一度と口蹄疫を日本に侵入させないという体制をこれからどうつくり上げていくかということが、重要な課題である

といふふうに思います。

私は、前回の質問のときに、口蹄疫の発生国から飼料として使われる飼わらの輸入は全面的にストップするべきだというのに對して、あなたの方

方は、蒸煮処理をきつめにされているから大丈夫

なんだという御答弁がありました。しかし実際には、輸入飼わらで蒸煮処理が適切に行われていなかつたという事例が発見されました。大変残念

なことがあります。

それが検疫の精神ではないかと。したがつ

けれども。

検疫というのは、本当に厳格に過ぎても厳格過

ぎるということはない。大臣、私はそう思うので

あります。一〇〇%安全ではなかつたわけであ

ります。もちろん、それは輸入されませんでした

けれども。

日本に侵入させない検疫体制の確立を再度図るべきであります。私は、大臣の決意のほどを伺つて、終わりたいと思います。

○玉沢国務大臣 我が国は、家畜伝染病予防法に基づきまして、口蹄疫等の悪性家畜伝染病の侵入

防止を図るため、輸入禁止等の所要の措置を講じておきます。また、これらの措置を的確に実施するため、行政組織の定員が縮減傾向にある中、農林水産省動物検疫所は、過去十年間に七十四名の増員を行うなど、その体制整備に努めてきたところであります。

□ 路透の再発防止のためには、水際における侵入防止の徹底を図るとともに、今般の発生原因を究明することが重要と考えており、引き続き関係各方面とも連携しつつ、最大限の努力を注いでいる決意であります。

○ 藤田(ス)委員 時間が参りましたので、これで終わります。

○ 松岡委員長 次に、一川保夫君。

○ 一川委員 では、私の方から砂糖価格の安定法に関する質問をさせていただきます。

今までに大分質疑の中いろいろな問題点が出尽くしていると思いますが、私の方からは逆に素朴な質問になるかもしれませんけれども、基本的なところを幾つか尋ねしたい、そのように思っています。

この砂糖に関する作物、てん菜は、御案内のとおり、北海道で作付されているわけございまして、北海道の烟作の中では基幹的な作物でもございませんし、そういう面では、北海道にとっては大変重要な作物であることは間違いないわけでございます。

また一方、サトウキビは、御案内のとおり、沖縄県あるいは鹿児島県の南西諸島で作付されております。そこでございまして、我が国にとっても、ある面では非常に地域が特定された作物でありますし、いろいろな立地条件、自然条件等から見れば、相当厳しい地域でこういったものが作付されているわけです。特に沖縄、鹿児島なんどいうのは台風の常襲地帯でもござりますし、また、水源的にもそう安定している地域でもございません。そういう面では、こういう作物を作付されている生産者の皆さん方というのは、いろいろな面で不安全感を抱いていらっしゃるのではないか

というふうに私は思っております。

私たち、直接こういう作物を作付していない地域の者にとっては、若干素人っぽい質問になるかもしれませんけれども、てん菜なりサトウキビといふ

いふのは、北海道あるいは沖縄県、鹿児島県の地域の関係の皆様にとっては地域経済を支える重要な作物であり、またそこで生産されたものを製糖されています。

そこで、総括政務次官に、先ほど来いろいろ質疑が出てると思ひますけれども、甘味資源作物に対する生産といったものを、今後どういった基本的な考え方で作付振興策を樹立されいかれるよ

うとしているのか、そのあたりをまずお伺いしたい

いと思ひます。

○ 谷津政務次官 甘味資源作物でありますてん菜あるいはサトウキビは、北海道、鹿児島県南西諸島また沖縄県の地域農業における、先生おっしゃるとおり、基幹作物であるとともに、それを原料として生産されるてん菜糖、甘蔗糖は、地域経済において重要な位置づけをされているものというふうに思ひます。

また、砂糖は食品産業における基礎的な素材でありますし、国民の食生活に欠くことのできない食料でありますし、そういう面では、北海道のとつては大

き重要な作物であることは間違いないわけでござります。

このため、食料・農業・農村基本計画におきま

して、甘味資源作物と国内産糖の生産拡大を目指しますとともに、今回の法改正によりまして、砂糖の価格の引き下げにより、砂糖の需要の維持

擴大を図りますとともに、輸入糖と国内産糖の過

度を減らすとともに、砂糖の需要を食つているわけございまして、大幅に

回復していくこうということでおこざいまして、大幅に

砂糖の価格の引き下げがあれば需要は回復し得る

ことのない場合、砂糖の需要を食つているわけございません。

○ 一川委員 今ほども砂糖に関する需要供給の話題もちょっと触れましたが、砂糖というものの

は大変重要な食品であることは当然でござります

けれども、いろいろな統計によりますと、我が国の砂糖の消費量というのは確實に減ってきておるわけです。これは、今、消費者

が最ももいたします。しかし、ほかの先進国のいろいろなデータの中では、逆に日本に比べると、相

当一人当たりの砂糖の消費量というのは多いわけですね。しかも、国によっては最近だんだん増えているというようなデータもあるわけです。

当一人当たりの外れに一人当たりの消費量が少ない、今は一人当たり十八キロから十九キロぐらいだと思ひますけれども、アメリカ等では三十キロ台だということですね。EUも四十キロ弱だというふうに言われております。オーストラリアでは五十キロ台だといふふうにも言われております。こういった需要をもつとおやぢいています。

それが、日本が相当外れに一人当たりの消費量が少ない、今は一人当たり十八キロから十九キロぐらいいだと思ひますけれども、アメリカ等では三十キロ台だということですね。EUも四十キロ弱だといふふうに言われております。オーストラリアでは五十キロ台だといふふうにも言われております。こういった需要をもつとおやぢいています。

また、これから需要を拡大するためにどういう方針でいろいろな施策を展開しようとしておられるのか、そのあたりがちょっとわかりづらいんですけれども、もう一回、そのあたりを整理して御説明をお願いしたいと思うんです。

○ 福島政府参考人 砂糖の需要の拡大につきましては、二つの方策で増大を図つていこうといふふうに思ひます。

一つは、価格を引き下げるによつて需要を回復していくこうといふことでおこざいまして、大幅に

砂糖の需要を食つているわけございまして、砂糖の価格の引き下げがあれば需要は回復し得る

ことのない場合、砂糖の需要を食つているわけございません。

このため、砂糖の価格につきまして、当面、

キログラム当たり二十円程度の引き下げを実現す

る、中長期的にさらにキログラム当たり十円程度引き下げを目指すことによりまして、砂糖需要の維持増大を図つていこうというのが一つでございま

ます。

もう一つは、先生の御指摘にありましたよう

に、砂糖の摂取が糖尿病なり肥満の原因であると

いうような誤解があるわけございまして、それ

があるわけではないわけございまして、それ

を解く必要があるわけございます。

砂糖の摂取が肥満の原因であるということは決

してないわけございます。肥満というものは、

消費カロリー以上を摂取すれば脂肪として蓄積さ

れるというごとでござりますので、砂糖と直接関

係があるわけではないわけございまして、それ

を解く必要があるわけございます。

砂糖はむしろ、吸収が速いために疲労回復に役立つといふことがあります。また、砂糖を構成するブドウ糖は脳の唯一のエネルギー源であると

いう効用があるわけございます。

砂糖はむしろ、吸収が速いために疲労回復に役立つといふことがあります。また、砂糖を構成するブドウ糖は脳の唯一のエネルギー源であると

いう効用があるわけございます。

砂糖はむしろ、吸収が速いために疲労回復に役立つといふことがあります。また、砂糖を構成するブドウ糖は脳の唯一のエネルギー源であると

さん方に砂糖という食品をしつかりとまた正しく理解していただかくことも、一方では大変大事な問題ではないかとううに思いますので、ひとつよろしく取り組んでいただきたい、そのよう思います。

それから次に、今の価格の引き下げ問題に関連するわけでござりますけれども、当然、価格引き下げということになれば、もちろん、砂糖に関連する生産側、国産糖の関係する企業、それから精製糖の関係する企業の、それに要するコストをいかにして低減していくかということが、これまた一つの大きな課題であろうと思うのですね。当然ながら、そのコストを下げていくうちに、精製糖企業の再編成というのですか、それがまた重要な一つの課題でもあらうと思うのです。日本経済社会の中では、御案内のとおり、大手の金融機関等もじんじん合併するよう時代でもございまして、我々が想像もしなかったような大企業が統合していくというような時代でもあるわけですね。そういう流れの中で、精製糖業界においても、企業の再編成ということが非常に大事な課題になりつつあると思いますけれども、農水省として、再編に対する対策をどのようにサポートしているのか、そのあたりの基本的な考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○福島政府参考人 先ほど述べましたように、砂糖の需要が最近減っているわけでございまして、そのため、精製糖企業の方も合理化には努めておりますけれども、工場の稼働率は平均六割程度まで低下しているわけでございます。

価格を引き下げて砂糖の需要を拡大していくためには、時間的な輸入糖の調整金の引き下げに合わせまして、砂糖の製造コストの相当部分を占めます精製糖の製造販売元経費削減が必要であるわけでございます。このために、精製糖企業、もちろん、各企業の自主的判断を基本に、共同生産会社の導入等いろいろ合理化策を検討しているわけでございます。

それに対しまして、國といたしましても、砂糖生産振興資金を財源といたしまして、また産業活動再生特別措置法などを活用いたしまして、そうした合理化策を支援していきたいというふうに考えておるところでございます。

○一川委員 それでは、最後に、農林水産大臣にお尋ねというか、基本的なところの決意をお聞かせ願いたいわけでござりますけれども、もうある

程度質問は出尽くしておりますので、私もこの質問で最後にしたいというふうに思います。甘味資源作物を生産して、それぞれの地元で国内産糖を製造しているわけでござりますし、国内産の原料糖と輸入粗糖をまぜての精製糖を製造するといった一つの流れを経て、消費者、ユーチュア

に供給をされて、いつているわけでござります。また、輸入糖と国内産糖の価格の調整を通じまして価格と需給の安定が図られているというものが、この制度であろうかというふうに私は思っています。

したがいまして、こういった砂糖の制度において、輸入糖と国内産糖の価格の引き下げといふことが一つのねらいになっておりますけれども、やはり、甘味資源作物の生産者、国産糖の企業、それから精製糖の企業の三者がしっかりと連携を図りながら、そ

れぞのコストの引き下げに努力していくということが大変重要な課題であろうというふうに思つております。

○松岡委員長 次に、菊地重君。

○菊地委員 社民党・市民連合の菊地でございます。

今回の法改正の目的の一つは、突き詰めていけば、砂糖価格を下げて砂糖需要の拡大を図るうとするものであり、そのための必要な措置を講じようとするものであります。具体的には、砂糖の卸売価格の引き下げの目標はキログラム当たり当面二十円、中長期的には三十円を目指すとされており、それによって、価格が砂糖より安いために砂糖の代替品のように使われている加糖調製品やコーンスタークを原料とする異性化糖の輸入増加に対抗し、砂糖の需要の維持拡大を図ろうとするものであると思います。

このことは、農業者や砂糖製造事業者にとって

必要で有益であると理解いたしますけれども、消費者、国民にはどのような利益につながるの

思いますけれども、こういった問題に対する農林水産省としての取り組みを、大臣の方から決意のほどをお聞かせ願いたい、そのように思います。

○玉沢国務大臣 今回の法改正におきまして、輸

入糖と国内産糖の適切な価格調整を行なうとともに、市場原理の円滑な活用を図りつつ、甘味資源作物生産者の経営安定、国産糖企業及び精製糖企

業の健全な発展を図っていくとともに、砂糖の価格の引き下げによる砂糖需要の維持、増大を目指して必要な措置を講ずることとしておるところ

でございます。

○菊地委員 砂糖は肥満や糖尿病の原因とも言わぬ、砂糖のとり過ぎは注意すべきだと言われました。実は、私もずっとそろ思つてきましたが、先ほど来の他の委員の質問に対しまして、いや、決して肥満や糖尿病の原因ではありませんが、私はそれを積極的にPR活動しないと、今日は食かつダイエットの時代でありますから、価格を下げるだけでは需要拡大には不

足りないかと思ひます。したがって、砂糖の効用についての正しい、適切なPR活動とともに、砂糖需要拡大につながる総合的な対策というものを私からも強く要望しておきたいと思いま

す。

この件では、農林水産省の砂糖に関する施設がしっかりとまた裏打ちされているかないと、関係の皆さん方もいろいろ不安感があるかと思いませんけれども、こういった問題に対する農林水産省としての取り組みを、大臣の方から決意のほどをお聞かせ願いたい、そのように思います。

○谷澤政務次官 砂糖の卸売価格につきましては、先生御指摘のとおり、当面キログラム当たり二十円程度の引き下げを実現するとともに、中長期的にはキログラム当たり三十円程度の引き下げを目指しているところであります。

このような砂糖の卸売価格の引き下げによります

して、消費者が直接購入する砂糖の小売価格の引き下げが図られるものと思います。また、砂糖消費の八五%を占める食品の原料コストが低下することにより、消費者、国民の利益につながるものと考えております。

○菊地委員 砂糖は肥満や糖尿病の原因とも言わぬ、砂糖のとり過ぎは注意すべきだと言われました。実は、私もずっとそろ思つてきましたが、先ほど来の他の委員の質問に対しまして、いや、決して肥満や糖尿病の原因ではありませんが、私はそれを積極的にPR活動しないと、今日は食かつダイエットの時代でありますから、価格を下げるだけでは需要拡大には足りないかと思ひます。したがって、砂糖の効用についての正しい、適切なPR活動とともに、砂糖需要拡大につながる総合的な対策というものを私からも強く要望しておきたいと思いま

○福島政府参考人 今先生の御発言にありましたように、砂糖の価格を引き下げるために現行の糖価安定資金を引き継ぎます砂糖生産振興資金を財源といたしまして、三年間輸入糖の調整金をキログラム当たり十円引き下げるとしているわけでございます。

四年目以降は法律の本則どおりに算定されるわけでございまして、輸入糖の調整金は国内産糖合理化目標価格を下回る部分の国内産糖の支持に必要な金額を賄うことになるわけでございます。

具体的に、では、その段階での砂糖の価格水準はどうかといふことですが、先ほど先生の御質問にもありましたように、粗糖関税の撤廃や、今申し上げました輸入糖の調整金の引き下げによりまして、砂糖の価格を一気にキログラム当たり二十円程度引き下げるになりますので、相当程度の粗糖の需要拡大が見込まれるということが、また、砂糖の生産振興資金を活用した企業合理化対策によりまして、三年のうちに相当地域精製糖企業や国内産糖企業の合理化が進むというふうに考えられることから、三年間の経過後におきましては、国際糖価等の状況が現状と同程度とすれば、キログラム当たり二十円程度下がった値わけでございます。

○菊地委員 今度の法改正は糖価安定資金を精製

糖、国産糖企業の再編合理化にも使えるようによくとするものであります、そのことで製造コストを下げ、そのことが消費者、国民に安く砂糖を提供できるということであります。しかしながら、この企業の再編合理化を進めるということは、工場の統廃合あるいは共同生産化、集中生産を図ることであり、こうした動きが出てくれば製糖工場が幾つか不要になるわけでございます。労働者の首切りにつながりかねない内容に糖価安定資金を使うということは、本来の目的から見ていかがかということもありますが、他の委員も

指摘されましたけれども、既にこうした動きを踏まえて、ことしに入つてから二件、製糖工場の共同生産化の動きが新聞で発表されているわけでござります。こうした動きはコスト競争をおおる結果となることから、今後さらに加速されると言われております。

糖価安定資金を企業の再編合理化に使うのであれば、地域経済に及ぼす影響に十分配慮する、また、退職者不補充で対処するなどのソフトランディングに最重点を置くなど雇用問題には万全を期す、そういう強い行政指導が必要であると考

れるわけでありますけれども、御見解をお伺いしたいと思います。

○福島政府参考人 製糖企業におきまして、価格引き下げによります砂糖の価格競争力の強化と需要の維持、拡大を図つてするために、共同生産会社の導入等の合理化を初めといたしまして、製造販売経費の削減を進める必要があるわけでござります。

○福島政府参考人 今度の法改正は、産業活力再生特別措置法の活用や砂糖生産振興資金を通じまして、こうして製糖企業の主体的な取り組みを支援してまいりたいというふうに考えているわけでございます。その際、こうした製糖企業の合理化は、各企業の自主的判断を基本といたしまして、また、労使協議をしております。

○福島政府参考人 先生御案内のように、現行制度は国際糖価が著しく暴騰、暴落を繰り返すということを前提にしておられるわけでございます。その際に、輸入糖の価格を適正な水準に安定させることに象徴されるように、価格を安定させるところに問題はないか、御見解をお伺いしたいと思

います。

○玉沢国務大臣 砂糖政策は、北海道、鹿児島県、南西諸島及び沖縄県における基幹作物であるわけであります。その上に、労働者の雇用や生

活の面、地域経済の面も忘れてはならない重要な側面であります。

○菊地委員 どうした砂糖政策を行おつむりなのか、御所見をお伺いしたいと思います。

○玉沢国務大臣 砂糖政策は、甘味資源作物生産政策の面と、国産糖企業や精製糖企業に対する政策の面と、三つの大きな側面がありますが、国内糖価引き下げの制約となつてゐる安定上下限価格制度を廃止しようとしているわ

けでありますけれども、国内糖価を下げるという意味では評価するにしても、法案の名称が価格安定法から砂糖の価格調整に関する法律と改められることに象徴されるように、価格を安定させるという役割から見て、安定上下限価格制度を廃止することに問題はないか、御見解をお伺いしたいと思

います。

○福島政府参考人 先生御案内のように、現行制度は国際糖価が著しく暴騰、暴落を繰り返すということを前提にしておられるわけでございます。その際に、輸入糖の価格を適正な水準に安定させることに問題はないか、御見解をお伺いしたいと思

います。

○菊地委員 どうした砂糖政策を行おつむりなのか、御所見をお伺いしたいと思います。

○松岡委員長 この際、先刻質疑を終局いたしましたが、大きな影響を与えるものでありますから、地元の関係者、労働者、経営者など、関係者の合意形

成が極めて重要であります。雇用の問題につきましても、行政としても当然責任を持つ。労使間の資金の使途といたしまして価格引き下げ対策が講じられた

問題であると先ほど御答弁があつたわけでありますけれども、そういう逃げ腰になつてはいけないのであります。企業に対しても雇用確保の強い行政的指導を行うべきであると思います。関係者の合意形成が重要であるという点について、このことを強く重ねて要望しておきたいと思うわけであります。

○菊地委員 最後に大臣にお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

砂糖政策は、甘味資源作物生産政策の面と、国産糖企業や精製糖企業に対する政策の面と、三つの大きな側面がありますが、国内糖価引き下げの制約となつてゐる安定上下限価格制度を廃止しようとしているわけでありますけれども、国内糖価を下げるという意味では評価するにしても、法案の名称が価格安定法から砂糖の価格調整に関する法律と改められることに象徴されるように、価格を安定させるという役割から見て、安定上下限価格制度を廃止することに問題はないか、御見解をお伺いしたいと思

います。

○菊地委員 製糖工場の統廃合問題は地域経済に大きな影響を与えるものでありますから、地元の関係者、労働者、経営者など、関係者の合意形成が極めて重要であります。雇用の問題につきましては、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案について議事を進めます。これより討論に入ります。

○菊地委員 製糖工場の統廃合問題は地域経済に大きな影響を与えるものでありますから、地元の関係者、労働者、経営者など、関係者の合意形成が極めて重要であります。雇用の問題につきましては、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

○福島政府参考人 産業政策の面と、消費者や食品産業への安定供給の合意形成が重要であるという点について、このことを強く重ねて要望しておきたいと思うわけであります。

そこで、質問を次に進めます。一連の価格政策の見直しで、糖価におきましても、輸入糖と国内産糖との価格調整を行う仕組みを維持しつつではありますが、国内糖価引き下げの制約となつてゐる安定上下限価格制度を廃止しようとしているわけでありますけれども、国内糖価を下げるという意味では評価するにても、法案の名称が価格安定法から砂糖の価格調整に関する法律と改められることに象徴されるように、価格を安定させるという役割から見て、安定上下限価格制度を廃止することに問題はないか、御見解をお伺いしたいと思

います。

○玉沢国務大臣 砂糖政策は、北海道、鹿児島県、南西諸島及び沖縄県における基幹作物であります甘味資源作物の生産にかかわりますとともに、国産糖企業、精製糖企業等の産業政策、さらには、合理的な価格で安定的に砂糖を供給するという消費者政策にかかわっております。

こうした砂糖政策の推進に当たりましては、甘味資源作物が地域農業に占める役割及び国産糖企業が地域経済に占める役割に十分配慮しますとともに、消費者に対して砂糖の価格の引き下げと砂糖の安定供給の確保を図るほか、国産糖企業及び精製糖企業の合理化につきましては、企業の自主的判断を基本としまして労使協議を十分に尽くして進められるものであると考えておりますが、国産糖企業や精製糖企業に働く労働者の雇用、生活の面にも十分配慮して進めてまいりたいと考えております。

○松岡委員長 この際、先刻質疑を終局いたしましたが、大きな影響を与えるものでありますから、地元の関係者、労働者、経営者など、関係者の合意形成が極めて重要であります。雇用の問題につきましては、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

これより討論に入ります。

第一類第八号 農林水産委員会議録第十三号 平成十二年五月九日

討論の申し出がありますので、これを許します。中林よし子君。

○中林委員 私は、日本共産党を代表して、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案に反対の立場で討論を行います。

本法案は、加工原料乳の不足払い制度と指定乳製品の価格安定制度という価格支持の制度を廃止し、加工原料乳と指定乳製品の価格を市場原理にゆだねるもので、両制度とも、不十分とはいえ、生乳再生産の確保や酪農経営の安定、乳製品の価格安定などに一定の役割を果たしています。価格支持制度を廃止することは、危機にある酪農にさらに打撃を与える、法律の目的である「酪農及びその関連産業の健全な発達を促進し、あわせて国民の食生活の改善に資すること」とは相入れないものとなることは明らかであります。

一方、加工原料乳の保証価格は、最高時の一キロ九十四円七銭から今年度は一キロ七十二円十三銭となり、二十五年前の水準です。

規模拡大と乳価の下落によって、酪農家の負債額は全国平均で千四百万円、北海道は三千百四十万円まで増加し、経営不振と将来展望をなくしての離農が後を絶たず、一九九一年には六十万戸あつた酪農家が九九年度には三万五千戸まで激減しています。

このような現状を見れば、価格支持制度を廃止し、加工原料乳と指定乳製品の価格を市場原理にゆだねるのではなく、本当に再生産が確保できる価格支持制度の充実こそ求められているということを申し述べ、反対討論といたします。

○松岡委員長 これにて本案に対する討論は終局いたしました。

○松岡委員長 起立多数。よって、本案は原案の「賛成者起立」

○松岡委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○松岡委員長 この際、本案に対し、松下忠洋君外五名から、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、保守党、自由党及び社会民主党・市民連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聽取いたします。加藤六月君。

○加藤(六)委員 私は、自由民主党、民主党、公明党・市民連合を代表して、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に努め、牛乳・乳製品の自給率の向上と我が国への酪農・乳業の健全で持続的な発展に万全を期すべきである。

記

一 新たな生産者補給金制度の運用に当たっては、生産者の努力が報われ、意欲とゆとりを持つて再生産に取り組めるよう、その経営の安定と所得の確保に十分配慮すること。

二 加工原料乳の販売価格の低落がその生産者の経営に及ぼす影響を緩和する措置の導入に當たっては、生産者の所得の変動の緩和に資するよう、その仕組みと運用に十分配慮することとともに、適宜必要な見直し・改善を図ること。

三 農畜産業振興事業団による外国産乳製品の輸入・放出及び乳業者等が行う調整保管については、国内における乳製品の需給の安定を図る観点から、客觀的かつ適切に行われるよう措置すること。

四 生乳の需給及び価格の安定を図るために、生産者団体の自主的な取組みによる需要に応じた計画生産のより効果的な実施を支援するとともに、全国レベルでの需給調整システムの確立や各プロトクル内での需給調整体制の整備と価格交渉の条件整備が図られるよう指定生産者団体の広域化の推進及び機能の強化を図ること。

ともに、全国レベルでの需給調整システムの確立や各プロトクル内での需給調整体制の整備と価格交渉の条件整備が図られるよう指定生産者団体の広域化の推進及び機能の強化を図ること。

○松岡委員長 次に、砂糖の価格安定等に関する法律及び農畜産業振興事業団法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

これより討論に入ります。討論の申し出がありませので、これを許します。藤田スミ君。

○藤田(ス)委員 私は、日本共産党を代表して、砂糖の価格安定等に関する法律及び農畜産業振興事業団法の一部を改正する法律案に反対の立場から討論を行います。

反対の理由の第一は、本法案が、砂糖価格を引き下げるために、国产糖価格の決定に市場原理を持ち込み、価格支持制度を解消することです。

今回の改正に伴い、国产糖に入札制度が導入されるとともに、最低生産者価格の算定は国产糖價格や生産コストの変動率が反映されることになります。これは、国产糖の入札価格の下落、生産コストの低減に合わせて生産者価格が下がり、てん菜、サトウキビ生産の維持を困難にするものであります。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通じて委員各位の御承知のことろと思いますが、説明は省略させていただきます。何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○松岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松岡委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、農林水産大臣から発言を認められておりますので、これを許します。農林水産大臣玉沢徳一郎君。

○玉沢農務大臣 ただいまは法案を可決いただけがとうございました。

附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、今後最善の努力をいたしまります。

○松岡委員長 これより採決に入ります。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松岡委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

甘味資源作物であるてん菜は、北海道の畑作經營の安定と輸出体系の維持のために欠かすことのできない基幹作物です。サトウキビもまた、台風、干ばつの常襲地帯である沖縄県及び鹿児島県南西諸島地域において唯一安定した収穫が期待できる作物であり、それを加工する国产糖企業とともに、地域経済に極めて重要な役割を持つています。その生産を保障してきた価格支持制度の解消は、地域の農業と地域経済に重大な打撃を与えるものと言わざるを得ません。

第二に、糖價安定資金を廃止し、それを財源に砂糖価格を引き下げることです。

これにより砂糖の需要拡大を図るとしています

が、加糖調製品の輸入を野放しにしたままで、その保障はありません。また、輸入調整金の時限的引き下げは、粗糖関税の撤廃とあわせ輸入糖価を引き下げるにあたり、国産糖の入札価格の引き下げ材料となることは明らかであり、最低生産者価格の引き下げ、国産糖企業の経営圧迫につながるものであります。

最後に、改正案が砂糖価格引き下げのため精製糖企業の再編合理化を推進することです。製糖業界では既に生産統合・工場閉鎖の動きが始まっています。この動きが加速されれば、地域の雇用問題を引き起こすことになりかねません。

以上、反対の理由を述べて、討論といたしました。

○松岡委員長 これにて本案に対する討論は終局いたしました。

○松岡委員長 「賛成者起立」

○松岡委員長 起立多數。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○松岡委員長 この際、本案に対し、松下忠洋君外五名から、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、保守党、自由党及び社会民主党・市民連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されています。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。菊地董君。

○菊地委員 私は、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、保守党、自由党及び社会民主党・市民連合を代表して、砂糖の価格安定等に関する法律及び農畜産業振興事業団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

○菊地委員 文を朗読いたします。

砂糖の価格安定等に関する法律及び農畜産業振興事業団法の一部を改正する法律

案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に努め、砂糖需要の維持・増大、甘味資源作物の生産の振興と砂糖の自給率の向上、農業所得の確保に万全を期すべきである。

一 新たな最低生産者価格制度の運用に当たっては、農業者が意欲を持って生産に取り組めること。

二 国内産糖に対する交付金については、国産糖企業の経営安定が図られる助成水準を確保すること。

三 国内産糖について入札の仕組みを導入するに当たっては、需給事情、品質等を適切に反映し、透明かつ適正な価格形成が図られるよう、制度の円滑な運営を確保すること。

四 砂糖の価格競争力の強化と需要の維持・増大が図られるよう、国内糖価の引き下げ目標の達成に向け、制度の適確な運用と併せ、甘味資源作物生産者、国産糖企業、精製糖企業等の協同した取組を支援すること。

五 国産糖企業・精製糖企業の再編に当たっては、国民に対する砂糖の安定的供給及び地域経済におけるその役割に十分配慮し、関係各位の合意を図るとともに、糖業労働者の雇用と労働条件の安定に万全を期すこと。

六 望ましい食料消費の実現に向け、砂糖の摂取に係る誤解を払拭するとともに、砂糖の効用に係る消費者の理解を広め、その消費拡大に積極的に取り組むこと。また、砂糖の需要を拡大を図るため、加糖調製品対策に取り組むこと。

七 甘味資源作物の生産振興を図るために、高糖分・良品質・安定収量品種の開発、病虫害対策及び機械化等による省力化対策等の促進を図ること。

そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

八 品目別の価格政策の見直し状況、経営安定措置の実施状況等を勘案しつつ、意欲ある担い手の経営全体を捉え、農業収入又は所得の変動を緩和する経営安定措置の導入について早急に検討すること。

九 WTO農業交渉に当たっては、甘味資源作物生産の振興を図る環境を整備する観点からも、食料安全保障・多面的機能の発揮等についての我が国の主張を堅持すること。

右決議する。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通じて委員各位の御承知のところと思いますので、説明は省略させていただきます。何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申上げます。(拍手)

○松岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

○松岡委員長 「賛成者起立」

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○松岡委員長 起立多數。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。農林水産大臣玉沢徳一郎君。

○玉沢国務大臣 ただいまは法案を可決いただき、ありがとうございました。

附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、今後最善の努力をいたしてまいります。

○松岡委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました兩法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松岡委員長 御異議なしと認めます。よって、

平成十二年五月二十五日印刷

平成十二年五月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

C